



長峰小学校入学式(平成26年4月7日)

「残雪残る入学式」

暦はもう春なのに  
今日は入学式なのに  
吹く風はまだ冷たく  
みんなの元気な「はーい」の音が  
春を呼ぶ



黄色の安全帽子が贈られる(長峰小・平成26年4月7日)

# Topics 話題



## 町教育委員会 表彰者表彰

平成25年度大鰐町教育委員会表彰式が3月24日、町中央公民館で行なわれ、成田信一郎教育委員長より受賞者に表彰状や記念品が贈られました。

小中学生は学校を通じて既に伝達済みの為、この日は高校生等が出席して行なわれました。

木田専一教育長は、今を通過点だと思い、さらなる上を目指して、「と、激励の言葉を贈りました。」

受賞者は次の方々です。

### 【貢献者表彰】

山口裕子 大鰐町立長峰小学校 校長退職

### 【感謝状】

成田眞樹子 大鰐町立蔵館小学校 養護教諭退職

### 【善行賞】

幸山輝雄 長年にわたる通学路の除雪

### 【学路の除雪】

山田忠行 長年にわたる通学路の除雪

### 【学路の除雪】

山中一誠 長年にわたる通学路の除雪

### 【文化活動表彰】

文化活動表彰

### 【文化奨励賞】

外崎由佳利(弘前実業高等学校3年)第26回全日本マーチングコンテスト東北大会金賞

阿部翔二(同) 山口未紗(同)

山内美沙季(同)

スポーツ活動表彰

### 【スポーツ賞】

三浦莉穂乃(東奥義塾高等学校3年)第69回国民体育大会冬

季大会スキー競技会やまがた樹氷国体女子リレー1位

山中さつき(弘果スキーレーシングクラブ)第69回国民体育大会冬季大会スキー競技会やまがた樹氷国体女子リレー1位

### 【スポーツ奨励賞】

幸山優衣(尾上総合高等学校1年) 第63回青森県高等学校定期制通信制総合体育大会100M第1位

### 【スポーツ奨励賞】

三浦真昇(尾上総合高等学校2年) 第63回青森県高等学校定期制通信制総合体育大会バドミントン団体第1位

工藤洸弥(弘前工業高等学校2年)第25回東北高等学校ボクシング新人大会ピン級第1位

小・中学校教育活動表彰

### 【学校文化賞・スポーツ賞】

大鰐小学校マーチングバンド部 第42回マーチングバンド・パトントワーリング東北大会優秀賞

大鰐小学校ソフトボール部 第5回ミズノカップ東日本小学生ソフトボール大会優勝

あじやらBBC 第7回アシックス旗争奪東北少年野球大会準優勝

ほか

## 就学前CAPW クシヨップ開催される

大鰐町子ども会連絡協議会(会長田中大生)主催による、就学前CAPワークシヨップが、2月24日から3月1日、町内の幼稚園や保育園で行なわれました。

この事業は、(公財)みちのくふるさと貢献基金の支援を受けて実施されたもので、未就学児童が、いじめ、誘拐、虐待、性暴力などといったさまざまな暴力から自らを守り、保護者、教職員、地域の大人の方々が子どもたちをどのように見守り、支えていくかを学ぼうというものです。



ワークシヨップでは、講師の石附幸子氏「CAPTATレーニングディレクター」が子供達には安心、自信、自由の権利がある。権利が脅かされそうになったら、友達のを借りたり、大人に相談を」と、語っていました。

Town

# 町の



## 消防出初式

大鰐町消防出初式が3月23日、大鰐中学校などを会場に実施されました。

手古奈通りで行なわれた分列行進には、大鰐保育園幼年消防クラブの園児達も参加、沿道に集まった観衆から大きな拍手が送られていました。

平成25年度の消防功労者等表彰者は次の方々です。

平成25年度消防功労表彰者

### 【消防庁長官】

永年勤続功労章

本部団副分団長 山崎高男

### 【青森県知事】

永年勤続功労章

第1分団副分団長 石岡尚之  
第2分団副分団長 西澤裕史  
第14分団班長 幸山光城  
第2分団団員 成田光生

### 【日本消防協会会長】

功績章

本部副団長 赤平利昭

勤続章

第16分団副分団長 佐々木鋼生

### 【青森県消防協会会長】

勤功章

第1分団分団長 内海繁勝  
第10分団分団長 吹田繁樹  
第13分団分団長 山田 満

勤続章(25年)

第1分団副分団長 石岡尚之  
第2分団副分団長 西澤裕史  
第14分団班長 幸山光城  
第2分団団員 成田光生

勤続章(20年)

第1分団班長 佐藤 宏  
第3分団副分団長 栗林義実  
第4分団班長 藤田兼則  
第11分団部長 相馬 守  
第11分団班長 佐藤秋久  
第11分団班長 山谷敦則  
第11分団班長 佐藤克範  
第11分団班長 下山哲也

勤続章(15年)

第1分団団員 工藤泰文  
第2分団団員 原子 学  
第4分団班長 岸 敏  
第4分団団員 藤田康美  
第5分団団員 井上直博  
第6分団班長 秋元豊秀  
第8分団班長 水木晃治  
第11分団班長 山谷嘉伸  
第11分団班長 山谷高志  
第11分団班長 下山信秋  
第13分団班長 原子光義  
第13分団班長 原子征勝  
第13分団班長 山田 満

勤続章(10年)

第1分団団員 森山雄一郎  
第1分団団員 前田克幸

第2分団団員 古川 奨

第5分団団員 下山 稔

第9分団団員 山内崇史

第14分団団員 幸山勇夫

第17分団団員 對馬恵里子

第17分団団員 白戸明美

第17分団団員 山崎美子

### 大鰐町長表彰

永年勤続功労章(25年)

第1分団副分団長 石岡尚之  
第2分団副分団長 西澤裕史  
第2分団分団員 成田光生  
第14分団班長 幸山光城

優良団員

第1分団団員 小野貴重  
第2分団団員 原子 学  
第3分団団員 石郷敏世  
第4分団団員 藤田重広  
第5分団団員 山田正喜  
第6分団団員 山中辰也  
第7分団団員 木田 聡  
第8分団団員 水木康平  
第9分団団員 山内純雄  
第10分団団員 吹田 均  
第11分団団員 下山哲也  
第12分団団員 山口文瑠  
第13分団団員 三浦匡史  
第14分団団員 幸山 俊  
第15分団団員 三浦克也  
第16分団団員 山中寛幸  
第17分団団員 山崎美子

感謝状

前第15分団分団長 後藤 馨

## 雪上グラウンドゴルフ大会を開催

大鰐町グラウンドゴルフ協会が3月1日、あじやら公園ラグビー場で約65名がエントリーして開催されました。

当日は寒さも和らぎ、春を感じさせる陽気での大会となりました。

参加者は、雪面のコースとあって、いつもとは勝手が違うボールの転がりに、最初は戸惑う様子も見受けられました。

大会は3コース24ホールで競われ、成績は次のとおりです。

### A組

越前定三 64大鰐  
花田英一 65大鰐  
藤田敏彦 65平川  
三國健三 66弘前  
橋本総一郎 70大鰐  
外崎俊一 71大鰐

### B組

鎌田芳樹 68弘前  
大川由雄 68平川  
松橋郁夫 70弘前  
山谷誠一 71平川  
出町政一 71弘前  
工藤修一 73大鰐



# 平成26年度全国統一防火標語

## もういいかい

# 火を消すまでは まあただよ



### 入山時の注意点！

雪解けが進み、山に練りだし自然とつきあいたい季節になってきました。そこで入山時のちよつとした注意点についてあげてみます。

山に行く時はできるだけ一人では入山せず、二人以上で行動しましょう。万が一、なにかあった際に、助けを求められることができます。

どこに行くのか、何時頃に戻るのかを家族や友人にきちんと伝える。このように何かあった際にすぐ対応できるようにしましょう。

次に山火事の防止法を紹介します。

枯れ葉などのある火災が起こりやすい場所ではたき火をしないこと。

バーベキューなどをする時は、指定されたところで行い、終了したらグリルに残った炭を放置するのではなく、必ず水をかけ、消火の確認をしてください。また、喫煙後の吸い殻を投げ捨てるのではなく、確実に消してください。

強風乾燥注意報などが発令されている時は、火気の使用を控えましょう。

### 救急講習を受講してみませんか？

弘前地区消防事務組合では、一般の方を対象とした救急講習を開催しています。講習の種類は次にあげるものがあります。

#### 普通救命講習

この講習では主に呼吸がない、心臓が動いていない人に救命処置を施す心肺蘇生法を習得する講習です。

#### 普通救命講習

この講習では小児・乳児・新生児の心肺蘇生法を習得する講習です。

この他にも講習の種類があります。

個人で受講したい場合は毎月第3日曜日の午前9時から普通救命講習(3時間)を実施しています。

こちらのお申し込みは弘前消防署救急係 ☎0172-325199へお願いします。

グループ(10名以上)で受講する場合は弘前地区消防事務組合ホームページ内に申し込み用紙の様式を掲載しています。こちらをダウンロードし、必要事項を記載してから最寄

りの消防署または分署へ申しこんでください。

不明な点は最寄りの消防署・分署まで問い合わせてください。

### 救急支援出動について

救急要請があった場合、救急車だけでなく消防車も同時に出動する場合があります。

これは救急隊だけでは救急活動が困難な場合に、消防隊が救急隊をサポートし、円滑な救急活動を行う為のもので、

「消防車が来た！火事だ！」「救急車を呼んだのに、なんで消防車が来ないといけないの？」

と思われる町民の方もいらつしやると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

### マスコットキャラクター決定！

弘前地区消防事務組合のマスコットキャラクターが決定しました。

「消防犬 火けしくん」です。火けしくんについては、当事務組合の公式マスコットキャラクターとして消防職員の一員として、地域の皆様が安心して暮らせる安全な地域づくりに努めていくこととなりますので、よろしくお願いします。



マスコットキャラクター「火けしくん」





『振り込め詐欺』等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

**警察官採用試験**  
この正義、真剣勝負  
平成26年10月採用(大卒)及び平成27年4月採用(大卒)を募集します！  
青森県警察本部では、警察官A(大卒)の採用試験を行います。採用予定人員、受験資格等は次のとおりです。  
警察官A(男性、平成27年4月採用)のみ、他県の警察官を志望する人も同時に受験することができます(受験資格は志望する都県に問い合わせてください。)  
また、受験資格等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。  
【受付期間】  
警察官A 5月中旬～6月中旬  
警察行政 5月中旬～6月上旬  
【第一次試験】  
警察官A 7月中旬  
警察行政 6月下旬  
【試験場所】  
青森市、八戸市、弘前市(警察行政は青森市のみ)  
受験手続き、その他の問い合わせ先 黒石警察署大鰐分庁舎 ☎0172-48-2241

ルールを守って自転車事故を防止しよう  
道路交通法では、自転車は「軽車両」で、「くるま」の仲間です。自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。「自転車安全利用五則」を守って交通事故を起こさないように、遭わないようにしましょう。  
【自転車安全利用五則】  
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外  
自転車は歩道と車道の区別が

あるところでは車道を通行しなければなりません。  
例外的に歩道を通行することができるのは  
道路標識等で指定された場合  
運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者の場合  
車道左側に連続した駐車車両があるなど、車道又は交通の状況から見てやむを得ない場合です。  
2. 車道は左側を通行  
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行  
4. 安全ルールを守る  
5. 子どもはヘルメットを着用  
路側帯は左側を通行(平成25年12月法改正)  
自転車等の軽車両が路側帯を通行するときは、道路の左側部分にある路側帯を自動車や原付バイクと同じ方向に通行しなければなりません。  
怪しいもうけ話や訪問販売に注意しよう  
「未公開株を買いません？絶対にもうかりますよ。」  
「選ばれた人しか買えない社債です。」  
「パンフレットが届いた人しか買えない商品です。」  
その「もうけ話」は、大丈夫ですか？  
最近、高齢者をねらった、「未公開株」「社債」などの取引に関するトラブルや、法外な価格の商品を強引に売り付ける訪問販売、自宅に突然押しかけ貴金属類を強引に買い取る訪問購入に関するトラブルが多く発生しています。  
怪しいもうけ話や強引な訪問販売等には、特に注意が必要です。  
【こんな勧誘文句にご用心！】

有名な仏師が彫った仏像です。パンフレットが届いた人しか買えないので、代わりに買ってもらえませんか？5倍の値段で買取りします。  
過去に株で損をしていますね。お金を取り返すためには、社の株を購入してもらおう必要があります。  
確かに注文を受けています。注文を受けたからこそ、こちらで住所や名前が分かるんです。キャンセルはできません。  
(突然訪問し)不要な貴金属はありませんか？高値で買取りします。  
【被害に遭わないためには・・・】  
もうけ話を安易に信じない！  
いったん電話を切って冷静になりましょう！  
1人で悩まず、早めに家族や警察などに相談を！  
何か怪しい・・・もしかしてだまされている？そんなときは迷わず警察へ！  
買い取ってくれると信じて購入したのに連絡が付かなくなった・・・すぐに警察へ！  
万引きはしない・させない・みのがさない  
「万引き」とは  
万引きは刑法第235条の「窃盗」の罪で、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる悪質な犯罪です。  
軽い気持ちで万引きをしまっても、窃盗としての処分を受け、また、これを安易に見過ごすことは、行為者の規範意識の低下を招くばかりか、再犯やより悪質な重大な犯罪に手を染めることにもつながりかねません。  
万引きを「しない」ことはもちろん、「させない・みのがさない」ための環境づくりが必要です。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成26年3月末)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		26年	前年比	26年	前年比
人身事故	発生件数	11	3	9	2
	死者	0	0	0	0
	傷者	17	7	15	6
物件事故		49	- 24	33	- 19

# 下水道についてのお知らせ

下水道供用開始地区の皆様へ

平成25年度に町の下水道工事が完了した地区は、4月1日から下水道が供用開始されたので下水道に接続することができます。トイレの水洗化や台所・風呂・洗濯等の排水のため、下水道への接続による生活環境の悪化を改善するため、下水道へのご加入をお願いいたします。



また、すでに供用開始になっている地区においても早めのご加入をお願いします。

- 1) 下水道に接続するには、町の指定工事店でなければ工事することができません。
- 2) くみ取りトイレの場合は、供用開始後3年以内に下水道に接続することが義務付けられています。
- 3) し尿だけ処理する単独浄化槽を使用の場合は、トイレ以外の家庭排水が未処理のため浄化槽を廃止し、下水道への接続に努めることとなっています。
- 4) トイレの水洗化や単独浄化槽からの切替え工事には、改造資金(無利息)の融資あっせんも行っていきますのでご利用ください。

工事指定店、融資あっせん等については担当課までお問い合わせください。

現在下水道ご利用の皆様へ

『下水道使用に関する届出事項について』

下水道の使用開始・休止・再開・異動・変更等に関することは、すべて届出制になっておりますので、次の届出事項に該当する場合は、すみやかに担当課へ届け出て下さい。

### 【届出事項】

井戸水使用世帯において世帯人数に変更があった時(転入、転居、転出、出生、婚姻、死亡等)

変更後の人数により、下水道使用水量(井戸水認定量)及び使用料が変わります。

水道のみ使用の場合は、メーター検針量が使用水量となる為、届出不要です。

使用区分を変更した時(井戸をやめて水道を引いた、水道と井戸水の両方を使っていたが井戸水を廃止した等)

井戸水認定量の算定を中止します。

引越しの時(転入、転出等)

下水道使用料の請求を開始、又は中止します。

長期間上下水道を使用しない時

使用しない期間の下水道使用料の請求を中止します。この場合、使用開始時も届出が必要となりますのでご注意ください。

下水道使用料は別表(右)のとおりです。

下水道区域外(合併浄化槽区域)の皆様へ

下水道区以外の地区は、町が合併浄化槽(し尿のほか生活排水を合せて処理する浄化槽)を各戸の宅地に設置し、設置後の維持管理も町が行ないます。浄化槽は町の所有となり工事費については分担金(一時金)を、維持管理費については毎月使用料として納付していただきます。

下水道と同じく快適な生活環境にするためトイレの水洗化等を希望される方は、担当課までお問い合わせください。

別表

用途区分	基本使用料	従量使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	
		11~30m <sup>3</sup>	151円
一般用	10m <sup>3</sup> まで 1,512円	31~50m <sup>3</sup>	172円
		51~150m <sup>3</sup>	216円
		151m <sup>3</sup> ~	270円
公衆浴場用		—	—
水泳プール用	—	—	21円
温泉浴場用	—	—	75円

井戸水認定量

	井戸水等の みの使用	上水道と井戸 水等の併用
一人当り	4 m <sup>3</sup>	2 m <sup>3</sup>
浴槽	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>

現在合併浄化槽ご利用の皆様へ

合併浄化槽の使用料は、口座振替納付となっておりますので、使用者等に変更があった場合は、速やかに担当課へ届け出てください。

下水道(合併浄化槽含)に関するお問い合わせは 町役場建設課 ☎48 - 2111内線442・444(加川・齋藤)

総務課だより

# 「湯の郷・雪の郷・りんごの郷 おおわに」



## 町政指針

平成26年度



大鰐町長 山田年伸

県内唯一の財政健全化団体である町は、財政健全化計画に掲げた健全化策の継続と強化を図り、町政の運営に当たっては、最小のコストで最大のサービスの提供を基本とし、財政健全化と行政サービスの維持向上を両立させ、健全化団体からの早期脱却に向け取り組む

覚悟であり、町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、更なる行財政改革に取り組み、持続的かつ安定的な財政運営を推進する所存であります。

さて、国内経済にあつては、4月からの消費税率が5%から8%へと引き上げられました。内閣府によると、景気は、緩やかな回復基調が続いているが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、このところ弱い動きもみられる。今後については、当面、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。と判断され、政府は、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組むこととしております。また、TPP交渉は、二国間協議の進展など、交渉は最終局面を迎えております。

町の状況は、リゾート開発に係る負の遺産の処理に伴う第三セクター改革推進債の長期にわたる償還、高齢者人口の割合が35.94%(平成25年度)県の人口推計による人口増減率は2.67%の減、平成25年10月時点と、高齢化と人口減

少が毎年進む傾向にあります。このような状況にあつて町は、民間の能力の活用によるサービスの向上や経費節減を図るため、本年4月から大鰐あじやら公園(ラグビー場、野球場、テニスコート、キャンプ場)、大鰐温泉スキー場(国際エリア)、茶臼山公園、蔵館児童公園、清川児童公園の都市公園施設について、指定管理者を指定し管理させることとしました。

また、平成23年3月11日の東日本大震災を契機として、国・地方を問わず災害時の救援のあり方が問題視されたことを踏まえ、災害時要援護者への対応として、一般の避難所での生活に支障のある方には、民間の見守りができる施設へ避難をしていただく福祉避難所の開設が重要であるとされていることから、町では、昨年9月の台風18号による大雨の災害を教訓に、平成26年3月に町内の社会福祉事業者をはじめ、弘前市及び平川市の社会福祉事業者と福祉避難所の確保に関する協定を締結しました。

これにより、災害時には安全に安心して避難生活が送れるよう福祉避難所を指定し、防災機能の再強化に努め災害に強い街づくりを進めるなど、昨年3月に策定いたしました、大鰐町第5次振興計画の基本理念

である、すべての町民が安全・安心に、健やかに、心豊かな暮らしができるまちづくりを目指し、「湯の郷・雪の郷・りんごの郷おおわに」の実現のため、各種施策を計画的に推進してまいります。

今年度の町政運営にあつては、次代を担う若者の育成のために、教育委員会を中心に、より良い教育環境の整備を図り、平成27年4月の小学校の統合に向けた事業を進めてまいります。

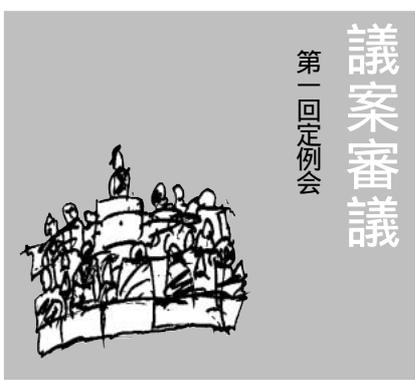
また、基幹産業である農業の振興策として、農業後継者や新規就農者を対象とした農業の担い手の育成、遊休農地及び耕作放棄地等の解消対策並びに新規就農者の施設栽培の導入支援策等に継続的に取り組んでまいります。

平成27年2月には全国中学校スキー大会の開催が予定されております。大鰐町の活性化のため、また、町民の皆様のご協力を得て大会を盛り上げてまいりたいと思っております。

最後になりますが、町民の皆様が健康でお互いの生活が尊重され、だれもが希望と生きがいのある生活を安心して送ることができると目指していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

# 議案審議

## 第一回定例会



### 町の予算

平成二十六年大鰐町議会第一回定例会が三月七日から三月十八日まで開かれ、平成二十六年当初予算案をはじめ、条例の制定・一部改正案などが審議されました。

平成二十六年当初予算  
今回議決した案件のうち、平成二十六年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ五十一億四千三百万円で、前年度当初予算に比べると、四・八パーセント（二億三千五百万円）の増額となりました。

【歳入】  
一般会計予算のうち、町税や使用料及び手数料、諸収入など、国や県に頼らない自主財源が九億二千九百二十五万四千円で、歳入総額の十八・一パーセントにあたり、前年度当初予算

に比べ二千三百七十万七千円の増額となりました。  
一方、地方交付税や国庫・県支出金、町債などの依存財源は四十二億一千三百七十四万六千円で歳入総額の八十一・九パーセントを占めています。

### 【歳出】

一般会計歳出予算を性質別に見ると、職員給与や特別職給議員報酬、共済負担金などの人件費が七億一千八百三十九万三千円、歳出全体の十四・〇パーセント、長期債の返済などに充てられる公債費が十億八百七十八万三千円、歳出全体の十九・六パーセント、国保・介護・下水道などの特別会計への繰出金が七億六千三百三十七万七千円、歳出全体の十四・八パーセント、道路や建物などを造ったり、災害復旧をしたりするための投資的経費は三億三百六十四万六千円、歳出全体の五・九パーセント）になっています。  
なお、次ページで新年度予算の概要について、図表で説明します。

また、各特別会計予算では、病院事業会計予算の収益的収入が九億一千四百四十一万九千円、対前年比四百三十万六千

円増）、収益的支出が十二億二千三百九十二万八千円（三億一千三百八十一万五千円増）、資本的収入が六千八百五十七万七千円（二千三百九十二万八千円増）、資本的支出が一億五百四十四万四千円（六千三百三十一万五千円増）、国民健康保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十五億五千六百五十六万九千円（三千五百五十六万円減）、後期高齢者医療特別会計予算が歳入歳出それぞれ一億八百七十二万二千円（八百九十九万八千円増）、介護保険特別会計予算が歳入歳出それぞれ十四億七千五百三十八万一千円（七千三百三十七万二千円増）、温泉事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ一千三百七十三万一千円（一千三百四十万円減）、簡易水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ三百三十六万六千円（十八万円減）、公共下水道事業特別会計予算が歳入歳出それぞれ四億七千三百九十九万九千円（二千五百七十四万四千円増）、蔵館財産区特別会計予算が歳入歳出それぞれ一千二百七十四万三千円（五十四万六千円増）となりました。

平成二十五年度補正予算  
平成二十五年度一般会計補

正予算第九号）では、最終の需要を見込み、また事務事業の確定等に伴い、それぞれ調整を加えたものです。  
これにより、一般会計予算の総額は、歳入歳出とも二億四千五百四十一万九千円を追加し、五十六億四千七百四十一万一千円となりました。

また、各特別会計についても、平成二十五年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

主な補正は、減債基金積立金に一億五千六百五十六万七千円、公共施設等整備基金積立金に二千五百万円、スポーツ振興基金積立金に二千五百万円を追加するとともに、病院事業会計補助金に二千万円などを追加したものです。  
これに対応する財源は、地方交付税一億六千四百三十四万八千円、国庫支出金二千三百七十六万八千円、県支出金三千四百四十九万五千円、財産収入二千八百八十四万三千円などを増額し、それぞれの事業に関連した歳入を調整しました。

その他、繰越明許費及び地方債の補正をしたものです。  
さらに、今冬の大雪に伴う除排雪経費として、平成二十五年度一般会計補正予算（第十号）を追加提案し、一般会計の総額は、歳入歳出とも六百三十万円を追加し、五十六億五千三百三十四万一千円となりました。

大鰐町特別会計条例の一部を改正する条例  
大鰐町消防団条例の一部を改正する条例  
その他

また、各特別会計についても、平成二十五年度の最終需要を見込んで予算を補正したものです。

条例等の制定・一部改正  
大鰐町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
大鰐町特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
大鰐町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
大鰐町特別会計条例の一部を改正する条例  
大鰐町消防団条例の一部を改正する条例  
その他

大鰐町過疎地域自立促進計画の変更について  
大鰐町情報公開審査会の委員の選任  
（再任）中林裕雄・藤本俊一・山田範正・渡邊勝則（新任）幸山忠勝  
人権擁護委員の推薦  
（再任）森山正夫・横山圭一

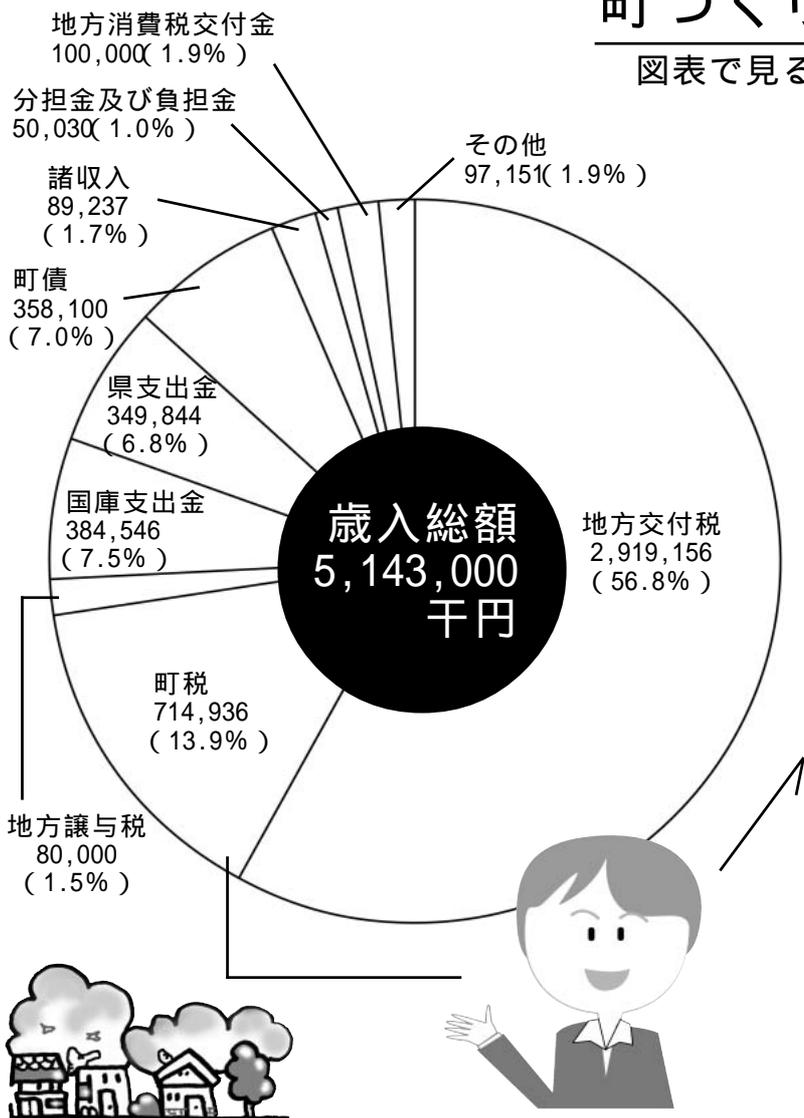
大鰐町特別職の職員の給与に関する条例及び教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例  
大鰐町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例  
大鰐町特別会計条例の一部を改正する条例  
大鰐町消防団条例の一部を改正する条例  
その他

総務課だより

平成26年度 対前年比で4.8%の増額

# 町づくりに51億4千3百万円

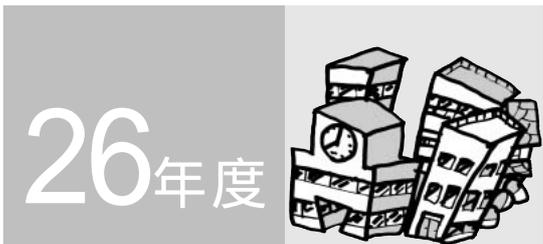
図表で見る一般会計



## 町税の内訳

(単位:千円)

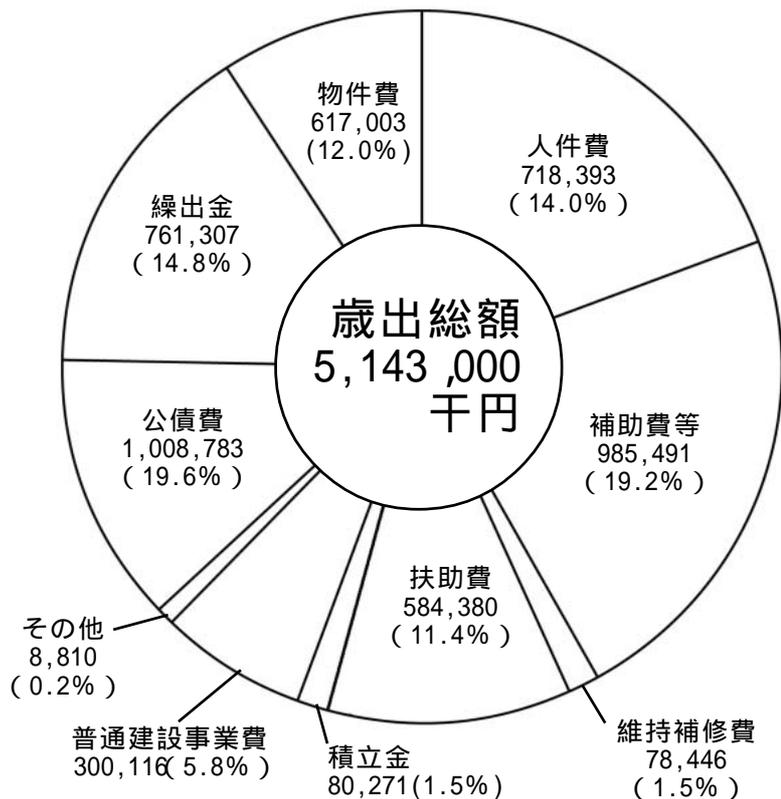
町民税	241,093	(33.7%)	固定資産税	363,785	(50.9%)
軽自動車税	24,479	(3.4%)	町たばこ税	60,562	(8.5%)
特別土地保有税	2	(0.0%)	入湯税	10,000	(1.4%)
都市計画税		15,015			(2.1%)



## 目的別の内訳

(単位:千円)

議会費	78,626	(1.5%)	総務費	879,364	(17.1%)	民生費	1,351,568	(26.3%)
衛生費	300,131	(5.8%)	農林水産業費	166,225	(3.2%)	商工費	54,722	(1.1%)
土木費	460,878	(9.0%)	消防費	195,873	(3.8%)	教育費	406,922	(7.9%)
公債費	1,008,783	(19.6%)	災害復旧費	3,530	(0.1%)	諸支出金	228,787	(4.4%)
普通建設事業費	300,116	(5.8%)	積立金	80,271	(1.5%)	維持補修費	78,446	(1.5%)
その他	8,810	(0.2%)	補助費等	985,491	(19.2%)	その他	7,591	(0.2%)



# 3月定例町議会

## 一般質問

町政ここが聞きたい

幸山	市雄	議員	山田	金治	議員
秋田	谷和	議員	渡辺	久一郎	議員
花田	英一	議員	福地	義輝	議員
秋元	芳江	議員	内海	繁勝	議員

8名登壇

### 質問

選挙公約「財政改革」と「五十億円農業」を検証する  
人口減少問題にかかわる対策は当初予算に反映されたか



幸山市雄 議員

問 町長は平成二十二年度の選挙の際、「五つの約束」として公約を公表。その第一番が命がけて財政改革に取り組みである。町長に就任後一年半、ゾート開発関係の借金問題が決着。  
県の総務費県補助金の二十五年交付額と今後の見通しはどうか。

町は債権者の三つの銀行と厳しい交渉を行ってきたが、協議の回数を知らせてほしい。  
ゾート開発に係る損失補償の履行に伴う、借入金六十六億一千七百万円について、年約二億二千四百万円、三十年間の長期にわたる償還返済が始まったが、早期健全化団体からの脱却時期はどうか。

「五つの約束」の第二番、豊かな農業を目指すについては、第五次振興計画によれば、八年

後の平成三十四年には町の人口は九千人を切って八千七百人になると予想。その時の一次産業従事者は就業人口の一七％、六百五十人。公約の五十億円農業はどのようにして達成するのか。

二十三年度から二十五年まで設置されたパイプハウスは何棟か。

答（町長） 県知事への財政支援要望が認められ、三十年償還の起債に対して、一定期間県から利子補給補助の、市町村財政健全化対策事業費補助金を受けることになった。

補助額は、平成二十四年度実績が四千二百九十四万二千円、平成二十五年度交付決定額は三千二百六十三万七千円、今後も継続をお願いしている。

五者協定等に係る金融機関との見直し協議は、平成二十一年十一月から平成二十三年十月まで、前任の町長時代が三回私が就任してから四回の計七回実施。その間、その後にも幾度となく、金融機関との個別協議や県との打ち合わせなどを行った。

「財政健全化計画」では、平成三十三年度に完了するが、現在、健全化判断比率や三セク債の繰上償還の財源となる減債基金

金の積み立ても、計画を上回って推移している。

健全化計画の完了、健全化団体からの脱却は、今後の財政状況等を勘案し、繰上償還の時期等も含めて慎重に判断すべきと認識している。

農業生産額五十億円を目指すとの公約は、農業所得を向上させるために、農業生産基盤の整備はもとより、消費者のニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産・加工・販売力を強化し、生産と経営の両面から所得向上施策を推進することが重要と考えている。

経営感覚に優れた担い手の育成、土地利用型農業における集落営農など、規模拡大によるコスト削減、産地の育成など、供給面に係る施策全般を戦略的に展開することで、初めて達成されると思っている。

農業後継者や新規就農者を対象に、りんご産業基幹青年養成事業を初め、りんご病害虫マスタ―養成事業、りんご剪定士養成事業などによる栽培技術の習得から流通、経営等に関する基礎知識を研修させ、担い手の育成を図っている。

平成二十四年度には、集落営農組合が一団体組織され、遊休農地及び耕作放棄地等の解消

や、稲作以外の作物の導入により、将来的に経営多角化による法人化を推進していきたい。

町第五次振興計画に基づき、基幹産業としての農業振興の主要施策である、農業を支える人づくり、農業生産基盤の整備、高付加価値型農業の展開などの取り組みにより、農業生産額五十億円を目指していく。

簡易パイプハウス設置の実績は、平成二十三年度、トマトハウスが十棟、メロンハウスが五棟。平成二十四年度は、トマトハウスが十四棟、メロンハウスが五棟。平成二十五年度は、トマトハウス九棟を設置。

問 平成二十年四月から二十五年一月までの転入者は四千二百九十七名、転出者は六千四百五十三人。この五年間で二千五百六十六人が減少。

二〇一三年の町勢要覧資料では、この五年間の出生者は二百四十三人で、亡くなられた方は三倍半の八百六十六人、六百二十三人の減少。

税収は落ち、社会保障費はどんどん伸び、人口流出も進み、その対策費が当初予算に計上されていないが、原因、理由、今後の対策を伺いたい。

人口減少問題に対して、検討委員会を早急に立ち上げて、人

口の町外流出の抑制策を多角的に調査・研究し、具体策を立案し試行していくべきだが、考えはあるか。

答（町長） 町にとって人口減少問題は大きな課題。

町の同時期の住民基本台帳人口は、一万八百八十人で前年同月と比較し二百七十二人、二・四％の減と全国比率の〇・二八％を大きく上回る減少率となっている。

町は次代を担う子供たちの教育環境の整備と、高齢者や障害を持つている方が安心して生活できる社会福祉環境を向上させることが第一と考えている。

これまで議員各位から一般質問や、全員協議会などの場で、提言等のあった事項について、予算に反映させるべく検討し、結果、教育・住民福祉に重点を置いた新年度予算編成とした。

税込確保対策は、新年度からふるさと納税として寄付のあった方に、町の特産品をプレゼントとして、少しでも財源の確保につなげるとともに、町のPRの一助になればと考えている。

財政健全化団体である町としては、議会の理解、協力を得ながら少ない財源でより高い住民サービスの提供に努め、住

みよいまちづくりを進めていく。人口減少対策に係る検討委員会等は、今後必要性等を検討したい。

質問 安全かつ快適に利用できる施設整備に配慮を



山田 金治 議員

問 当町では災害時に避難場所として、中央公民館、福祉センター及び各地区の改善センター、集会所二十五箇所が指定され、選挙の投票所にもなっているが、人口は段差があり、高齢者及び障害者は大変だとの声があるので、手すり及びスロープを設置してほしい。

答（町長） 避難所又は投票所となっている施設のスロープや手すり、洋式トイレの有無について調査したところ、スロープは一施設、手すりのある施設は五施設、洋式トイレは、男性用十施設、女性用十五施設、男女兼用が一施設となっている。

各地区の集会センター等は、投票所や災害時の避難場所として欠くことのできない施設であり、高齢者や体の不自由な方への対応・配慮は当然のことであり、現状は決して十分な状況ではない。

今後、各施設の改修など、利用者の利便性の向上に努めていく。

質問 奨学金の新たな返済方法の導入を求める



秋田谷 和文 議員

問 町の奨学金制度は、貸与なるが故に、返済の義務を伴う。いうならば一人の青年が奨学金という名のローンを背負って社会へ巣立っていくことを意味する。

報道によれば総務省の労働力調査で昨年の非正規労働者の数は千九百万人余であり、雇

用者の割合は実に三六・六％。非正規労働者は、待遇面で非常に厳しい環境にある。

十人前後いる。返済状況は良好で滞納者は十人程度。この事実は確かに一見、何の問題も包含してないかの如く見える。

しかし、非正規雇用者三六・六％の現実を直視するとき、利用者の中にも、厳しい経済状況下の中にいる。返済困難者が顕在化しないだけかもしれない。

これらの方が滞納により連帯保証人に迷惑をかけることを避けるため、やむなく有利子で金融機関から借金し、町へ返済しているとしたら、せっかくの無利子奨学金貸与の理念が無意味になってしまう。奨学金の返済方法を文字どおり弱者のための奨学金制度となす必要があるのではないか。

例えば一定の明確な収入基準の下で一定年限の返済猶予制度を創設する。年収に応じて返済期間を従来より長くし、一回の返済額を減らす制度などきめ細かな返済制度の創設。

これらの制度を利用者及び返済中の方に積極的に周知を図っていくことを検討する必要があるかないか。

答（教育長） 滞納者には連絡をとり、事情を聞いて、無理のない計画で返済してもらう

ようにしている。返済の猶予制度や返済期間の見直し、周知の仕方などについて、質問の趣旨を踏まえ、検討させてほしい。

質問 地域防災力の強化のため、消防団の処遇改善に努めよ



渡辺 久一郎 議員

問 昨年十二月、消防団を支援する地域防災力充実強化法が成立。団員の処遇改善や、装備品訓練の充実に予算が確保された。

階級や在籍年数に応じて設けられている退職報奨金は、全階級で一律五万円上乘せするほか、報酬・出動手当の引き上げの条例改正を強く求めている。

この法律を受けて、団員の報酬年額、出動手当も増額してほしい。

答（町長） 処遇改善を図り、減少に歯止めをかけるため、新年度から年報酬を一律五千元引き上げる。

装備拡充や団員の教育訓練の充実も、消防事務組合や消防団本部などと協議し、前向きに取り組んでいく。

問 消費税八%に伴い、臨時福祉給付金一万円が支給されるが、どのような人が対象か。

五千元上乗せされる対象者はどのような方か。対象者にはどのような形でいつ通知するのか。対象者は何人か。子育て世帯への臨時給付金一万円についてはどうか。

高額療養費の窓口負担の上限が低減されるが、具体的に金額はどうか。

軽自動車税 自動車取得税は具体的にはどうか。

答（町長） 支給対象者は、平成二十六年一月一日に在住する者で、市町村民税均等割が課税されていない者から市町村民税が課税されている者の扶養親族及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除いたもので、加算される者は、老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者、遺族基礎年金受給者、児童扶養手当を初めとする

各手当の受給者。

対象者への通知は、六月以降となる。対象者数は、四千二百八人で加算の対象者は千五百七人と算定。

子育て世帯臨時給付金は、平成二十六年一月一日に在住する平成二十六年一月の児童手当受給者又は平成二十六年一月一日生まれの児童の平成二十六年二月分児童手当受給者で児童手当の所得制限に満たない者七百四十八人で、通知等は臨時福祉給付金と同じ。

高額療養費の窓口負担の上限低減は、平成二十七年一月から施行する。

七十歳未満の者の所得区分を現行の三区分から五区分に細分化し、負担能力に応じた負担とする。

軽自動車税は、平成二十七年一度分から、原付、軽二輪及び小型二輪の標準税率が最低二千円に引上げ、軽自動車の標準税率は、平成二十七年以降に新たに取得される四輪車等の税率を自家用乗用車は七千二百円が一万八千円に、その他の区分の車両は、四千円が五千円になる。平成二十六年度までに最初の新規検査を受けたものは、現行の標準税率のまま。軽自動車税もグリーン化のため、最初の新規検査から十三

年を経過した四輪車等は、平成二十八年度から一万八千円が一万二千九百円となる。

自動車取得税は、平成二十二年燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率が自家用自動車は五%から三%に、営業用自動車及び軽自動車は、三%から二%に引き下げられる。

平成二十六年度までの措置であるエコカー減税の軽減率が、七五%を八〇%に、五〇%を六〇%に拡充される。

質問 小学校統合後の有効利用は組織的団体の提案を活用せよ



花田英一 議員

問 小学校統合計画(案)では、地域活性化につながる活用、災害時の避難場所としての存続に留意し、地域の意見を反映させ広くアイデアを募集し、老人保健施設、文化センター、町民体育館など、数々の利用例も記載されているが、利用するためには、十一月くらいまでには経費を伴った利用計画を作成することが必要。

期間的に余裕もないことから、利用について組織的な団体に提案してもらい、ある程度確定した利用を進めながら、将来に向かつて広くアイデアを募って、活用の充実を図ってはどうかと考え、次の組織団体から提案してもらったらどうか。

- 一、学区内の各区分長等代表者により、学区内区分民のための活用について検討提案。
- 二、町体育協会やスポーツ推進委員による、競技スポーツや生涯スポーツの推進活用について検討提案。
- 三、文化協会による伝統文化である獅子舞や登山囃子及び書道、絵画、茶道などの文化の振興のための活用について検討提案。

これら各団体による活用提案の充実した推進及び施設の安全な管理運営のため、管理人を常駐した「学区公民館」としての位置付けをすることにより、地域財産としての学校施設の有効利用ができるのではないかと。

答（町長） 四月から、担当課長からなる、公有財産活用検討委員会を初め、本格的な検討を進める予定。

町全体の公共施設の利活用を考えながら、企業誘致や大胆

な転用を視野に入れ、教育委員会ともよく相談しながら進める。

答（教育長） 「学区公民館」も素晴らしいアイデアだと思つう。

避難所としての機能も期待されていることも踏まえ、町ともよく相談しながら、有効な利用ができるように進めていく。

質問 スキー場の経営実態と地域に経済効果はもたらしたか



福地義輝 議員

問 派遣された役場職員の手給料及び町が繰り入れる管理料、修繕費等を含めたスキー場の収支見込みは。

四月から指定管理者が運営するが、元三セク職員が何人採用になり、現在と比べて待遇面はどうなるのか。今後のスキー場運営と安全面は大丈夫なのか。

東北中学校スキー大会が開かれたが、当町の宿泊状況を知らせてほしい。

スキー場の地域への経済波及効果は、「どこに」「どのように」表れるのか。

答（町長） 今年度の収支見込みは、収入が一般会計からの繰入金二千万円を含み、リフト利用料四千万円、料飲等の売上一千七百五十万円など、合計七千八百九十万円となる見込み。支出は、人件費二千三百六十万円、燃料・光熱水費一千七十万円、修繕料一千三百万円など、合計六千五百七十万円となる見込み。

収支差引額は、一千三百二十万円の赤字となる。役場職員の給与相当分を差し引くと赤字額は一千七百七十万円となる。今後のスキー場の運営と安全面は、元三セク職員の方々の協力により五名が指定管理者である東洋建物管理(株)へ採用される予定。待遇面は、現在の状況を上回るようにとお願いしている。職員は、スキー場運営のための資格保持経験者であり、安全面については十分な能力と経験があるので、指定管理後も大丈夫だと思っている。

第五十回東北中学校スキー競技大会の宿泊施設数は、大会本部で手配したものと及び町が把握しているもの合わせ、大鱈

町九軒、弘前市二軒、平川市二軒の十三軒。

宿泊者数は五百十一人で、大鱈町には三百一人が宿泊している。

スキー場の波及効果は、冬期間の雇用の確保、町内からの原材料等の購入、大会関係者や観客による宿泊飲食等の直接的な消費などが見込まれる。そのほか、スキー場の話題がマスコミによって報道されれば、町の大きな宣伝効果にもつながる。

短命返上に向けて、先進地の取組みを奨励する福祉灯油の助成を再度問う

介護保険改善町がやるべきことは何か  
防災対策・計画は大雨や土砂災害を踏まえたものに  
雪対策、町の方針は



秋元 芳江 議員

問 板柳町は地道な努力で検診の受診率を向上させ、寿命も延ばしている。取り組んで

五年、確実に成果が上がっている。

町民の約半数が国保加入者だが、五年間で受診率が二%向上し、平均寿命は男性が二・二歳、女性が一・六歳延びた。受診で全くの異常なしは一割九割は何らかの異常が見つかった。

検診結果の説明会参加は八五%と高く、再検査や精密検査が必要な人には電話や訪問して、検査を促す。

検査結果は医療機関と連携し、文書で出してもらい本人がそれを持って報告する。検診日・検査結果の説明会・再検査・報告の四日を要するが、町民の意識が向上しているためそれは守られている。

健康教室を開き、一人二十分から三十分をかけて個人面談する。町全部を回るのに一箇月かかるが、体のメカニズムの説明から始めるため、男性の参加も多い。

当町では男性の意識が低く、女性が変わっても男性が変わらなければ短命県から脱出できない。

板柳町の方法を実践してはどうか。

スト十三位の恥ずかしい結果である。

町は短命返上のため、いろいろな取り組みをしている。ガンや脳卒中などでの死亡が多いため、まず生活習慣の改善に取り組んでいる。

食生活改善推進会は、塩分の控えた食事の提供や小学生の朝食をきちんと摂るなど体によい生活習慣をつくることや保健協力員による生活習慣改善の啓発をすすめ、男性にも生活習慣の改善が広がるように健康教室などを各地域で実施する。

検診が病気の早期発見には大切であることから健診のPRをし、受診者数の増加に努め、平成二十六年から特定健診の無料化、ピロリ菌検査の助成や当町で多い肝疾患を減らすため肝炎検査を実施する。

問 町長は十二月議会で、福祉灯油は、必要を感じないと答弁した。現実には原油価格の高騰により灯油の価格は高止まりをしたまま。その上アベノミクスにより諸物価は上がり、年金や生活保護基準は引き下げられて町民の生活は圧迫されている。

県内は今別町に続いて外ヶ浜町も福祉灯油助成を始めた。

当町でも高齢者・障害者・一人親世帯・生活保護世帯等への福祉灯油の実施を実現してほしい。

どうか寒さに震えている人たちに温かい手を差し伸べてほしい。

答（町長） 福祉行政の役割は、低所得者に対する福祉灯油などの給付も大事だが、生活が苦しい方がどうしたら自立した生活ができるかという支援をすることの方が大事ではないか。

一時的給付を期待するのではなく、将来的に不安のない生活を営めるような支援や助成を県の指導を仰ぎながら町ができる範囲で行いたい。

問 安倍政権は要支援一及び二の人を介護保険から外し、自治体に丸投げしようとしている。特養への入居者は介護度三だけとし、介護度一及び二の人を追い出すつもりか。

新しい制度では認知症の発見も遅れ、重症化の恐れがある。在宅で暮らせるはずの人が重症化して入院を余儀なくされれば医療費が高む。今はどうやって医療費を少なくしようかと取り組んでいるとき。

政府のやっていることは国

民の願いに逆行し、自治体に丸投げされれば財政が圧迫されることは明らか。

改悪ストップに向けて町としてやるべきことがあると思いが、どのように考えているのか。

答（町長） 介護保険は、現状のままでは平成三十七年には医療介護の運営が困難な状況になると推定され、できる限り住みなれた地域で暮らせるよう制度の見直しをすることにしました。

具体的には、施策の変更もあるが、全体としてみれば介護保険の給付をするために皆で負担を分かち合いましょうというところ。

町のことを考えれば、町や利用者者の負担が増える制度となっているが、将来のことも考えてのこと。

実際、制度の運用が始まり負担以外の問題点等も出ることも考えられ、そういう機会を捉え県や関係機関等とともに制度が充実するよう要望等していく。

問 昨年の台風十八号に続く大雨で町内のあちこちに被害が出た。町民全員避難の防災無線も雨の音に打ち消され

全く役に立たず、消防の方が直接出向いて避難させる事態になった。

一人暮らしの高齢者や体が不自由で自力では避難できない方たちの把握はできたのか。防災無線が役に立たないのなら、各戸に防災ラジオを設置すべき。

答（町長） 災害時の避難困難者等は、昨年十一月時点のデータとして、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者、要介護者について把握していた。今後、調査したものを加え、災害時に備えるよう把握に努める。

防災無線が聞き取りづらいとの指摘は以前からあり、個別に調査・改修する等改善に努めているが、大雨の時などは現状の設備では限界もある。

個別受信機等の整備は、財源確保等の面から早急にはいかないが災害時にはサイレンの併用による注意喚起や緊急工リアメールを活用した避難情報等の的確な周知に努めたい。

防災計画は、避難所となつていいる小学校の閉校後の活用方法などの検討も含めて、災害時要援護者の支援体制整備等を

進め、今後計画に反映させたい。当町において一番懸念される大雨や土砂災害による被害を未然に防ぐこと、被害の規模を最小限にとどめること、町民の生命・財産を守ること、これらのために適切に対応していく。

問 今冬は昨年に比べ降雪量も少なく助かっているが、それでも雪を捨てる所がない小路は雪の山で道幅が狭くなり車のすれ違いが難しい。

特に三ツ目内はひどく、住民から何とかしてほしいと悲鳴が上がっている。蔵館や唐牛も道幅が狭く毎年悩まされている。

除雪費用の一部を使って融雪工事などできないものか。中学校側から虹の大橋を渡りきるところは一時停止だが、ブレーキを踏んでもスリップしてなかなか止まらない。融雪工事の計画はないか。

融流雪溝について、上の蓋を開けて中の柵は転落防止などで開けないようにと言われるが、流れが悪いと捨てた雪の面倒を見なければならぬ。

そのためには柵を上げないと作業ができない。作業をする人の責任において任せてほしい。

答（町長） 狭い路線では雪の押し場所が少なく、道路脇の堆雪によって道路幅員の確保に苦慮しているのが現状。

このような箇所対策としては、各地区から要望のある融流雪溝の整備が急務だが、路線や水源等の調査を含め、平成二十七年以降の事業着手を予定している。

虹の大橋の下り坂の一時停止位置の所は、現段階では融雪剤の散布回数を増やして対処したい。

現在、町道及び県道等に設置されている融流雪溝は、どちらも雪が詰まらないよう利用してもらうことを基本としている。

融流雪溝の利用に当たっては、歩行者の安全確保を図るためにも、雪捨て作業時には網を上げずに、また作業終了後は、投雪口をきちんと閉めるよう周知している。

前町政が継続していたとしたらの仮定に町民が希望の持てるまちづくりと財政再建との整合性

教育委員会制度改革で現場はどうなるのか

第五次振興計画の行政が行う支援内容とはどのようなものか  
前町長に対する厳正な法的措置の考えはあるか



内海 繁勝 議員

問 前町長の財政運営に照らし、もし同人がいまだ町長の場合、財政破綻は避けられず、町民に対しても、極めて過大な負担を強いる事態に陥つたであつと考えるが、この認識を、財政再建、町民の誰もが住みやすいと実感するまちづくりを完遂するまで、町長を続けてほしい。

答（町長） 私が答弁すべきことではない。

財政健全化は、始まったばかりで、引き続き努力したい。

問 町は早期に財政の健全化を命じられている団体として、町長以下職員共々、大変な努力をしていることは十分理解している。

財政再建は公約であり、これを愚直かつ誠実に実践する町長の政策は、端から見ても揺るぎ

なく、町の将来を見据えた極めて堅実なものであろうと考える。

しかしその一方で若い人たちや、勤め人や主婦、高齢者の方々の住民の誰もが生きがい、これを身をもって感じる政策の推進、そしてこあずましまちづくりは必要である。

財政再建に対する行政の手法との整合性の考えと、町民が希望を抱くまちづくりなどが、明るい政策を披露してほしい。

答（町長） 財政健全化は、町民皆様の理解と議員各位の支援、職員の献身的な頑張りを得て、着実に前進していることと認識している。

まちづくりは、このような状況下こそ、真に必要な政策を見極めるチャンスと捉え、求められる様々な要望に真摯に向き合っていくことが肝要かと思っている。

町は、平成二十七年年度小学校の統合」という大きな転機を迎えている。これからの町を担う子供たちに、より良い教育環境を提供し、のびのびと未来に向かってはばたいていけるよう万全の準備をしたい。

問 報道によると教育委員

会の改革に関し、中教審からABCの三案の提案があったが、説明してほしい。

そもそも教育委員会の改革が必要なのか。政府与党の自民党専門部局で検討されている「教育委員会制度改革案」を説明してほしい。

国が目指している「教育委員会制度改革案」が町教育委員会にとり、吉か否か。

昨年度文部科学省は前年度に引き続き、数学と国語に限った学力テストを実施させており、全国で平均正答率が最も高いのは秋田県で、青森県は八番目にランクされている。

青森県の中学生は非常に頑張っているが、教育長の率直な考えを聞きたい。

人間の能力を限られた一種のパーツを用いて、ランク付けすることには、抵抗感があるが、能力の優劣は本人の資質、研鑽はもとより、保護者の理解が何よりも必要であり、これに加え教職員の熱意と、その資質も極めて重要であると考えているが、教育長の考えを聞きたい。

時の教育長が優秀な教職員を招聘してきた場合、教育長の評価、株が上がるとも言われているが、現実には可能なのか。町の教育長にそのような権限があり、実際に望む教職員を招聘

出来るものなのか。

生徒の学力が向上し、周りから喜ばれ、尊敬されるような優秀な教職員とは、如何なることに判断基準を置いているのか。

答（教育長） A案は、中教審が教育委員会制度改革案として提出したもので、首長を執行機関とするもの。

B案は、首長の権限が強くなりすぎて、政治的中立性が保てなくなることから、教育委員会を執行機関として残すべきという中教審の答申に付記された別案。

C案は、自民党から出された折衷案で、制度的には首長の権限を強めるA案を中心にすべきたという意見。

平成二十三年滋賀県大津市で起きたいじめ自殺で同市教育委員会の対応が批判を受けたことから、教育委員会制度改革が始められた。

自民党のC案は、教育委員長と教育長とを一本化し、教育行政の新たな責任者として、新教育長（仮称）を設け、首長が議会の同意を経て直接任命・罷免するとした。

首長が当選後、速やかに新たな人物を任命できるよう任期は現行の最長四年より短い二年とした。

教育委員会は、現行どおり教育行政の最終的な決定権を持つ「執行機関」に位置付けた。議会の同意を経て首長が委員を任免する仕組みや、四年の委員任期も現行のまま。

一方、地方自治体に対しては新たに「総合教育施策会議（仮称）」の設置を義務付けた。会議は首長が主宰し、教育長や教育委員、有識者らで構成し、首長が積極的に関与して重要な教育施策の方針を協議・調整する場と位置付けている。

首長に対しては、学校で法令違反や事故が発生した場合などに、教育委員会に必要な措置を取るよう要求できる権限も新たに付与した。

首長が新「教育長」を議会の同意を経て直接任命・罷免することができることによって、政治的中立性が保たれるかという問題が残る。

教育委員会における責任者は教育委員長なのか教育長なのかという議論があったが、新「教育長」のポストを設けることで、責任者が明らかになる。

現在のところ吉とも凶とも言えない状態で、施行されて初めて、わかってくるのではないかと。

青森県の中学生は大変頑張っていると思う。ただ学力テスト

トの都道府県別平均点の中には私立小学校及び中学校は含まれておらず、学力が高い私立学校が多い地域では、学力テストの成績が低めに出ている可能性がある。それでも全国八位という成績は立派なものだと思っっている。

「能力の優劣は保護者の理解、教職員の熱意と資質も重要」との考えには、そのとおりであると考えられる。本人の持っている才能ややる気が一番だと思う。

優秀な教職員の招聘は、これまで二年間、県教委にお願してきた。その甲斐があつてだと思つが、優秀な先生が来てくれた。

しかしこつこついうことは毎年あるわけではないし、どこの市町村でも優秀な先生はほしいし、一度手に入れたら離したくないのが人情。

こつこついうことから、優秀な人材を連れてくることや待つことも大事だが、優秀な人材に育てていくことも必要であると考えて、今まで以上に先生方にかかわって行きたい。

私が考える優秀な教員は、「子どもが良いところを発見し、認め、伸ばしてやること」ができる「教員だ」と考えている。

問 町第五次振興計画の基

本方針の中で掲げた主要施策の「住民参加の協働によるまちづくり」については、「リーダーとなる人材の育成を図り、住民主体の「ミニミニ」活動を支援する」と記され、さらに「男女が共に参画し、住民、事業者、行政が一体となった多彩な活動を支援する」とあるが、行政が行う支援の内容とは、如何なることを考えているのか。

これからのまちづくりのための組織には、肩書きなどを持つ者などは極力排除し、全く新たな方々の参画を求めるべきで、その中からリーダーとなる人材を育成するべきと考えるが、これに対する考えを聞きたい。

町は県に毎年度「財政運営計画書」の提出が義務付けられている団体と考えるが、議会に示している「財政健全化計画書」との間に決して齟齬はあつてならないのは当然だが、このように捉えて間違いはないか。県に提出している「財政運営計画書」は開示できるか。

答（町長） 振興計画にもあるとおり、自治意識や「ミニミニ」意識の高揚を図ること、生涯学習活動やゼミナールの開催などを通じた地域のリーダー育成のための支援である。

また、男女共同参画社会推進のための普及・啓発活動を行うこと、ボランティアやNPO等の強化のために、人材育成につながる各種勉強会の開催、情報提供等による支援である。

町の活性化の環境づくりは、住民の自主性尊重のため、行政は側面あるいは後方支援という形で協働していきたい。リーダーは個々の組織・団体等で選出し登用されるので、これも基本的には住民の自主性に委ねたい。

町は県が定めた財政運営計画策定対象市町村となつている。さらに、健全化法による財政健全化計画を策定した市町村にあつては、財政健全化計画をもって財政運営計画とする」と規定されている。

問 前町長は、落選した翌年の平成十一年十一月にマスコミを通して全国に発信すべく「大鱈スキー場開発の経緯と現状」と題する文書をメディアに配った。

最も重要な点は次の記述である。「スキー客は半減して赤字が続いており、一般会計からの貸し付けは累積十億円となつた。第三セクターは既に破綻し、税金を吸収し続ける底なし沼になつており、そんな第三セ

クターは清算すべきである。

しかし、町民の中にスキー場は町の宝はともかく、スキー場がなくなれば町が死ぬ、と言つた噂に町民のみならず、議員までもが揺れ動くのは情けなく、この点に対する意識の改革の必要性を強く感じる。」と、当時の町長が行つた第三セクター及びスキー場に対する財政支援に、町長に就く前の前町長は明確かつ厳しい批判論を述べていたのは明らかであり、誰が見ても疑う余地は全くない。

さらに平成十四年六月、無投票で初めて町長に就く直前、中央公民館で、町の財政状況もあり、これまでのようにスキー場に多くの税金を投入するのは大変大きな問題である。

したがって、皆さんに何の相談もなく大金をドブに捨てることは決してしない。このことは公約として申し上げておく。」と述べており、自分で言ったことと、やったこと、これがまるで正反対で、町民に対する前町長の公約違反は、全く明らかである。

これら一連の事実関係及び前町長の二枚舌とも指摘される明白な公約違反について、考えを聞きたい。  
私の手元に極めて重要な八通の書類があるが、前町長が初

めて町長に就任したおおよそ八箇月後の、平成十五年三月二十日付けで、第三セクターの社長として、債務承認書を債権者の一人である日本政策投資銀行へ提出したもので、第三セクター内部で保存していた秘密文書である。

問題は一種の契約行為であるこの書面が、強い拘束力を持つ公正証書の手続きを踏んでいるという点である。

現町長が就任早々、債権者らと交渉を始めた際、日本政策投資銀行から公正証書のこの書類を突きつけられ、一時は法律上、なす術もない状況に陥つたのは想像に難くなく、第三セクターの債務処理に当たって、最も悩み、苦しんだ点は債務承認書の存在だと考える。

しかも、第三セクターの債務を町が全て補償するとした原契約があり、当時の議会は議決承認している。公正証書と化した債務承認書に町は抗弁できず、拘束されることになるのは法律上明白である。

前町長は、前々回の選挙の際「前政権がつくつた借金は確実に減つていく」と述べているが、結果を見てわかるとおり、債務は全く減つておらず、この事実を知り得ているにもかかわらず、町民や議会の場で隠して

いる。

これは有権者をまやかす、悪質極まりない発言にほかならず、議会はもとより、何も知らない善良な町民を騙したといわれても致し方ない。

刑法第二百四十七条は、他人のために事務を処理する者が第三者の利益を図り、本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役、または五十万円以下の罰金に処す。とある。

前町長の行為は正にこの法に抵触する疑いが濃厚であり、厳正かつ厳しく糾弾されるべきものである。

しかもこれは誰でも行え得る申告罪であり、物証を添えて、断罪を求めべく、警察に告発するだけで事足りる事案であるが、考えを聞かせてほしい。

答（町長） 前町長の政策等に関して、答弁を差し控えた。法的措置などは、考えていない。

議会だよりは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。  
なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

# 大鰐町立小学校統合の進捗状況について



## 通学手段の確保・通学路の安全点検について

- ・スクールバス・・・統合後の当初2カ年は委託で運用し、必要な台数を見極めてから購入する。
- ・バスの乗降場所としては、駅前の駐車場を利用。役場周辺の乗降場所の検討も進める。
- ・バスの乗り降りの場所と共に、26年度中に改めて通学路を見直していく。
- ・児童対象にスクールバス利用についての意向調査、試行運転なども実施する。

## 閉校式等について

- ・閉校式は、各小学校毎に10月頃を目途に実施する。(記念誌、記念品も予算計上)

## 統合に係る一体感醸成事業

- ・町体育祭(6月)・5年合同宿泊訓練、1年合同交通安全教室(7月)・各学年交流学习(11月)等  
設置条例

- ・統合にかかる小学校設置条例は6月議会に計上する予定。

## 統合後のカリキュラム編成

- ・カリキュラム編成は8月及び12月を中心に随時進めていく予定。

## 廃校後の学校の利用

- ・災害時の避難場所としての機能も考慮し、地域の方々からご要望を伺いながら検討を進める。

## 校歌について(作詞:渡辺なつみ/作曲:浜圭介に決定)

- ・3月4日に町長が上京して、両先生と直接お会いしてお願いしてきました。
- ・浜圭介先生は「孤高の天才作曲家」と呼ばれる巨匠ですが、実は幼少時代に大鰐町に住んでいたこともあり、そのご縁で新しい小学校の校歌の作成をお願いしたところ、「私も大鰐の出身だよ」ということで快く引き受けていただくことになったものです。
- ・当日は持参した大鰐のパンフレットやしおりを見ながら話に花が咲き、浜先生は、「大人になっても歌える歌、ああ、いい歌だなあとみんなに言ってもらえる歌をつくりましょう」と、とても意欲を燃やされていたそうです。また、校歌をきちんとしたCDとして残すことも提案されており、「大鰐の子どもたちの声も入れたら」とか、いろいろなアイデアが次々に湧いているようです。

渡辺先生も「雪が消えたら、大鰐に取材に行きたい。とても素敵なところのようなので、いい歌ができそうだ」と仰っていました。

【浜 圭介】・・・1973年日本レコード大賞作曲賞、2004年紫綬褒章を受章。代表作は「終着駅」「雨」「石狩挽歌」「北空港」「街の灯り」「舟唄」「望郷じょんから」「そして神戸」「心凍らせて」等々、名曲がキラ星のごとく。近年は「浜圭介/金子みすゞ 歌曲集」のCD(佐渡裕(指揮)新日本フィル、佐藤しのぶ(ソプラノ)、佐野成宏(テノール)など)の制作や、市町村合併で統合した「常陸大宮市」の市の歌の依頼を受けるなど幅広く活躍している。

【渡辺なつみ】・・・ポップス・ロックから演歌・歌謡曲まで、幅広いジャンルで数々の有名アーティストに歌詞を提供。安室奈美恵「ALL FOR YOU」、BoAの「LISTEN TO MY HEART」他、シングル曲の多くやアニメとのタイアップの作品でもお馴染み。最近ではKARAの「ミスター」、芦田愛菜「ステキな日曜日 Gyu Gyu グッデイ!?!」。2004年の夏の甲子園のテーマ曲 ZONE「glory colors ~風のトビラ~」、ガンダムの主題歌「嵐の中で輝いて」など多数。「テツ&トモ」の最新作「桜前線」は作詞渡辺なつみ、作曲浜圭介。

ご意見・ご質問などは 大鰐町教育委員会 学務生涯学習課 ☎48 - 3201

## ひとり親家庭・寡婦の方々のために

## 児童扶養手当

支給対象・・・

何らかの理由により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している場合や、父又は母が心身に障害のある場合に、その児童を養育している父又は母(又は養育者)に対して児童扶養手当が支給されます。なお、児童が18歳に達した年度末までが手当の支給の対象となります。児童が政令で定める障害を有するときには、児童が20歳に達するまで支給されます。(所得制限があります。)

ただし、内縁の相手がいる場合(頻繁に定期的な訪問があり、宿泊している場合も含む)や児童が施設に入所したり、父又は母(又は養育者)若しくは児童が国民年金(老齢福祉年金を除く。)、厚生年金、恩給などの公的年金を受けているときは支給されません。

手当額(所得額に応じて10円刻み)・・・

【平成26年4月～】月額41,020円～9,680円

第2子加算・・・月額5,000円(全部支給、一部支給共通)

第3子以降加算・・・1人につき月額3,000円(全部支給、一部支給共通)

支給方法・・・4・8・12月の年3回で、4ヶ月分を請求者名義の口座に振り込み

## ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費(入院時食事療養費は除く。)の助成をする制度です。(所得制限があります。)

給付対象者・・・

イ.母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童(18歳に達した年度末まで)

ロ.母及び父(ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円)



## 特別児童扶養手当

精神か身体に中度以上の障害を持つ20歳未満の児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設(保育所や通園施設を除く)に入所している場合や、障害により支給される公的年金を受けている場合は対象となりません。また、請求者本人と配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

なお、児童扶養手当や障害児福祉手当と合わせて受給できます。

手当額・・・

・1級(重度障害児)...

【平成26年4月～】月額49,900円

・2級(中度障害児)...

【平成26年4月～】月額33,230円

支給方法・・・4・8・11月の年3回で、4ヶ月分を請求者名義の口座に振り込み

支給期間・・・認定請求した翌月から児童が20歳に達する月まで

## 障害児福祉手当

精神か身体に重度の障害(診断書で判定)があり、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の児童に支給されます。

ただし、児童福祉施設に入所している場合や障害により支給される公的年金を受けている場合は対象となりません。

また、請求者本人と配偶者および扶養義務者の所得制限があります。

手当額・・・

【平成26年4月～】月額14,140円

支給方法・・・5・8・11・2月の年4回で、3ヶ月分を児童名義の口座に振り込み

支給期間・・・認定請求した翌月から児童が20歳に達する月まで

詳しくは 町役場保健福祉課児童福祉係 ☎48 - 2111内線303(野呂)

# 子育て支援の手当についてのお知らせ

## 児童手当

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する親等に支給するものです。

受給できる人(請求する人)・・・

中学校修了前の児童を養育する親等のうち、児童の生計を維持する程度が高い者であって、日本国内に居住する人が受給(請求)します。

児童福祉施設等に入所している児童や里親に委託された児童については、施設の設置者または里親が受給します。

離婚協議中で父母が別居している場合、児童と同居している親が受給します。

未成年後見人や、海外に居住する父母が指定した人も、要件を満たせば受給できます。

対象となる児童・・・

日本国内に居住する中学校修了前の児童(15歳到達後最初の年度末までの児童)

児童が海外留学の場合も支給対象となります。(3年間まで)

手当月額・・・

- ・0歳～3歳未満(一律)・・・15,000円
- ・3歳～小学校修了前
  - 第1子・第2子・・・10,000円
  - 第3子以降・・・15,000円
- ・中学生(一律)・・・10,000円

所得制限限度額以上の世帯については児童1人につき一律5,000円。

第何子かの判断は、養育している18歳到達後最初の年度末までの児童の生年順によります。

【児童手当所得制限限度額表】

扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

支給開始月・・・原則として、請求月の翌月分から支給します。ただし、事由発生日(出生の場合は出生日、転入出の場合は転出証明書に記載された「異動年月日」)から15日以内に請求すると、事由発生日の翌月分から支給します。

手当の支払い・・・原則として、6月、10月、2月の10日(10日が土・日・祝日の場合はその前の平日)にそれぞれの前月分までを支給します。

請求先・・・

- ・請求者が公務員以外の場合 請求者が住民登録している市町村役場
- ・請求者が公務員の場合 請求者の勤務先

## 6月は現況届の提出の月です

児童手当現況届の提出をお願いします。

児童手当を受けるには・・・

現在、児童手当を受けている方は、「現況届」の提出が必要です。

この届は、毎年6月1日現在における状況を記載していただき、受給要件を確認するための書類です。



現況届の提出がないと、6月分以降の手当を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

該当する方には現況届を送付しますので、6月中にご提出ください。

提出するもの・・・

- ・現況届
- ・請求者(受給者)の健康保険証の写し
- ・1月1日現在、他市町村に住んでいた方は、その市町村長の証明する最新の所得証明書が必要です。また、所得があるために受給者の扶養にはいない配偶者も所得証明が必要です。
- ・外国人の方は受給者と児童のパスポートのコピー(写真と在留資格が分かる部分)

提出方法・・・町役場保健福祉課の窓口 番にお持ちください。

結果通知・・・ご提出いただいた現況届を審査し、不備のない方には10月上旬頃に認定通知書を交付します。

# 禁煙にチャレンジ

5月31日は世界禁煙デー・5月31日～6月6日は禁煙週間です。この機会にたばこを見直し、禁煙にチャレンジしてみませんか。

日本人が命を落とす最大の原因がたばこです。

たばこは脳卒中や心臓病をはじめ、多くの病気と関係しており、年間約13万人がたばこが原因でなくなっていると報告されています。

禁煙が難しいのは意志が弱いからではなく、ニコチンの強い依存性が原因です。「ニコチン依存症」という病気なのです。

青森県の喫煙率は、男性38.6%(全国1位)女性12.7%(全国2位)です。

大鰐町の喫煙率は、24年度健康意識調査では、男性34.6%、女性は15.8%でした。男性では特に30代、女性では20代・40代で全国の喫煙率を大きく上回っています。

この喫煙率が高いことが青森県や大鰐町の平均寿命が短い原因の1つとなっています。

禁煙は自力でも可能ですが、医療機関での禁煙

## たばこと関連のある病気



治療や禁煙補助薬を利用するとニコチン切れの症状を抑えることができるので比較的楽に、しかも自力に比べて3～4倍禁煙に成功しやすくなることがわかっています。

この機会にたばこを見直し、禁煙にチャレンジしましょう。

保険適用による禁煙治療実施医療機関や詳しいことを知りたい方は、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 町役場保健福祉課健康推進係 ☎48-2111内線307・308

俳句の街づくり

## 平成25年度俳句箱「手古奈賞」決まる

大鰐温泉俳句の街づくり実行委員会(会長山田年伸)による、平成25年度の俳句箱年間最優秀句「手古奈賞」が発表となりました。

大鰐温泉俳句の街づくり実行委員会	投句数年間
小・中学生の部	一、二〇七句
高校・一般の部	三〇七句
合計	一、五一四句

### 【小・中学生の部】

空なっているかのような秋の雨  
 こつそりとおばあちゃんからのお年玉  
 大いちよう大きく大きく天高く  
 雪景色見つめる窓が額のように

成田雪音(大鰐小三年)  
 島内来樹(蔵館小五年)  
 山谷志桜果(長峰小六年)  
 横山 葵(大鰐中二年)

### 【高校・一般の部】

大鰐の湯に温もりぬ花の冷え  
 花りんご咲きし津軽の明るさに  
 降り立ちて青森駅の冷気かな  
 雪わけて新聞届く山の宿

伊藤あきよ(静岡岡浜浜松市)  
 榎本明美(千葉県富津市)  
 高野路子(埼玉県越谷市)  
 葛西 裕(青森市)

総務課だより

## 大鰐町情報公開・個人情報保護運用状況

大鰐町情報公開条例第25条及び個人情報保護条例第39条の規定に基づき、平成25年度の運用状況を公表します。

実施機関における請求件数、処理状況は次のとおりです。

情報公開運用状況	町長部局
【請求5件・開示4件・不開示1件】	個人情報保護運用状況
【請求47件・開示47件】	町長部局

平成26年度保育料については、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。



## 平成26年度大鰐町保育料徴収基準額表

(参考)国基準額

階層区分	児童の保護者の課税状況		保育料基準額(月額)						
			入所月初日の満年齢						
			0～2歳	保育料軽減対象児童	3歳以上	階層	0～2歳	3歳以上	
1階層	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	0円	1階層	0円	0円	
2階層	市町村民税非課税世帯	基準額	9,000円	3,000円	6,000円	2階層	9,000円	6,000円	
3階層 a	前年分の所得税額が課税されない世帯で、前年度の市町村民税が次に該当する世帯	市町村民税課税世帯	基準額(均等割のみ)	15,000円	5,000円	13,000円	3階層	19,500円	16,500円
3階層 b		基準額(所得割あり)	17,000円	5,660円	15,000円				
4階層 a	前年分の所得税額課税世帯のうち、所得税額が次の区分に該当する世帯	所得税額が20,000円未満	22,000円	7,330円	19,000円	4階層	30,000円	27,000円	
4階層 b		所得税額が20,000円以上40,000円未満	24,000円	8,000円	21,000円				
5階層 a		所得税額が40,000円以上71,500円未満	30,000円	24,830円	27,000円	5階層	44,500円	41,500円	
5階層 b		所得税額が71,500円以上103,000円未満	32,000円	25,500円	29,000円				
6階層		所得税額が103,000円以上413,000円未満	40,000円	33,660円	34,000円	6階層	61,000円	58,000円	
7階層		所得税額が413,000円以上734,000円未満	50,000円	<0歳児> 43,330円 <1・2歳児> 43,220円	42,000円	7階層	80,000円	77,000円	
8階層		所得税額が734,000円以上	65,000円	<0歳児> 56,330円 <1・2歳児> 48,390円	58,500円	8階層	104,000円	101,000円	

- 課税額は児童の父・母の課税額を合算した額になります。また、児童が祖父母等の扶養控除の対象になっている場合は祖父母等の課税額も合算します。
- 税制改革において、年少扶養控除等の廃止及び平成25年分より課税される復興特別所得税の影響を生じさせないよう算定します。
- 住宅取得控除がされている場合は、住宅取得控除される前の課税額を使用します。
- 同じ保育所(園)に兄弟で入所した場合は、妹、弟の保育料が基準額の半額になります。
- 多子軽減の拡大に伴い、幼稚園児の兄・姉も保育料の算定対象になり、保育料の軽減があります。

- 年齢は<入所年度初日現在>が基準になり、入所以降に誕生日を迎えても翌年3月まで変更になりません。  
【例】年度途中、平成23年5月1日生の児童が8月1日入所する場合「2歳児」
- 「保育料軽減対象児童」・・・保護者が3人以上の児童を扶養し、そのうちの第3子以降の3歳未満児  
2～4階層 0～2歳は基準額の1/3が保育料  
5階層以上 0～2歳は国基準額の1/2に、保育料と国基準額の1/2の額の差額の1/3を加算した額が保育料。

詳しくは 町役場保健福祉課 ☎48 - 2111内線30(菊池)

## 風しん抗体検査とワクチン接種の費用助成のお知らせ

大鰐町では、妊婦等に対する風しんの感染予防を図り、先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐことを目的に、風しん抗体検査を必須要件としワクチン接種費用の助成を行います。

この予防接種は、予防接種法に基づかない「任意接種」です。

実施期間 平成26年4月1日～27年3月31日

対象 大鰐町に住所がある方で、下記に該当する方が対象です。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方や風しんにかかったことがある方、風しん予防接種を受けたことがある方を除きます。

(1) 妊娠を希望する、平成2年4月1日以前に生まれた方で49歳以下の女性とその夫。

(2) 妊婦の夫

自己負担 風しん抗体検査、ワクチン接種ともに無料。

接種方法

保健福祉課へ事前に申請してください。対象証明書をお渡しします。

希望される医療機関に事前予約し、対象証明書をお持ちになり抗体検査を受けます。

医療機関から検査の説明を受け、抗体価の低い

方のみワクチン接種(麻しん風しん混合ワクチン)を受けます。抗体価が高い方は抗体検査のみで終了です。

医療機関

えび医院 ☎48-5575

おおわに内科クリニック ☎47-7111

小山内医院 ☎48-2415

ゆのかわら医院 ☎47-6611

町立大鰐病院 ☎48-2211

その他

申請時には、健康保険証や免許証等本人確認できる物をご持参ください。また、妊婦の夫の申請には、当該妊婦の母子手帳もご持参ください。

ワクチン接種は、妊婦健診時に風しん抗体価検査が低かった方は対象になりますので、お問い合わせください。

妊婦及び妊娠している可能性のある女性は、この予防接種を受けることができません。

抗体価が低くワクチン接種した方は、2カ月は妊娠を避ける必要があります。

詳しくは 町保健福祉課健康推進係 ☎48-2111  
(内線308・309)

大鰐町選挙管理委員会だより

## 7月6日(日)は大鰐町長選挙の投票日です。

投票時間は午前7時～午後8時までです。

7月21日をもって任期満了となる町長選挙が、次のとおり行われます。

投票日 平成26年7月6日(日)

午前7時～午後8時まで

告示日 平成26年7月1日(火)

選挙人名簿登録資格

平成6年7月7日以前生まれで、今年3月30日までに転入届けをした人。

立候補届出日・時間・場所

平成26年7月1日(火) 午前8時30分から午後5時まで、町役場議場で受け付けます。

届出に関する事前説明会

平成26年6月2日(月)午前10時

町役場議場で行います。

開票の日時・場所

平成26年7月6日(日)午後8時50分

町中央公民館4階

期日前投票

投票日当日、仕事や用事等のため投票所で投票することができない見込みの方は、事前に投票す

ることができます。

1) 期間 平成26年7月2日(水)から7月5日(土)まで

2) 投票時間 午前8時30分から午後8時まで

3) 投票場所 大鰐町役場内 期日前投票所

不在者投票

投票日当日、仕事等で他の市町村に滞在中、又は指定病院・指定老人ホーム等に入院・入所中のため、投票所で投票することができない見込みの方は、不在者投票の請求をすることができます。

1) 請求期限 平成26年7月5日(土)まで

(土・日曜日含む)

2) 受付時間 午前8時15分から午後8時まで

3) 請求先 大鰐町選挙管理委員会(町役場内)

親族等が代理人となり請求することができます。

また、告示日前でも請求できます。

問い合わせ先 大鰐町選挙管理委員会  
☎48-2111内線123(野呂)

# 総務課だより 平成26年度試験 案内大鰐町職員 採用試験の実施 について

1、募集人員  
上級行政職・・・5名程度  
初級行政職・・・3名程度  
2、受験資格  
(1)次に該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者  
【区分・資格】  
上級行政職 昭和60年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による大学短期大学を除く。以下「大学」という。を卒業した者及び平成27年3月31日まで大学を卒業する見込みの者並びに町長がこれらの者と同等の資格があると認められる者  
初級行政職 昭和62年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による高等学校(以下「高校」という。)を卒業した者及び平成27年3月31日まで高校を卒業する見込みの者並びに町長がこれらの者と同等の資格があると認められる者

業した者又は卒業見込みの者を除く。)  
(2)次のいずれかに該当する者は受験できません。  
日本の国籍を有しない者  
地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者  
ア、成年被後見人又は被保佐人イ、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
ウ、大鰐町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者  
エ、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
3、試験日等  
(1)第1次試験  
試験期日、場所  
【区分・期日・場所】  
上級行政職 平成26年7月27日(日)青森市内の会場  
初級行政職 平成26年9月21日(日)青森市内の会場  
試験科目  
【種目・出題数等・内容】  
教養試験40題(2時間/社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、

数的推理及び資料解釈に関する一般知識)  
専門試験(上級行政職)40題  
2時間/政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係  
事務適性検査(初級行政職)100題(10分/事務職員としての適応性(正確さ、迅速さ等の作業能力))  
一般性格診断検査150題  
20分/公務員に求められる資質(よく使われる面接評定項目に関連する性格傾向)  
職場適応性検査/120題  
20分/公務の職業生活への適応性(職務への対応や対人関係に関連する性格傾向)  
(2)第2次試験 第1次試験合格者に詳細を通知します。  
4、受験申込手続  
(1)次の書類を総務課へ提出してください。  
受験申込書(総務課で配布又は町ホームページより印刷)  
本人写真カラー写真、縦4cm x 横3cm程度) 2枚  
裏面に試験職種と氏名を必ず記入し、うち1枚は受験申込書の所定欄に貼付してください。  
(2)受験申込用紙の請求及び申込先 〒038 0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5 3 大鰐町役

場 総務課 職員採用試験係  
宛  
(3)受験申込締切日等  
締切日  
上級行政職 平成26年6月13日(金)  
初級行政職 平成26年8月8日(金)  
受付時間 午前8時30分～午後5時  
土・日曜日、祝日は受験申込書の配布、受付はできません。  
郵送による申込みの場合は、各締切日までに到着したものに限り受付します。  
5、合格通知等  
第1次試験、第2次試験の合格通知等は、後日郵送で連絡します。  
6、採用  
平成27年4月1日付け条件附採用とし、6月ないし12月を良好な成績で遂行したときは正式採用とします。  
7、初任給  
初任給の額は上級で163、590円程度、初級で133、095円程度です。  
前記の額は、平成26年4月1日現在における町の政策による減額措置後のもので、採用時に変更されることがあります。  
8、問合せ  
〒038 0292 青森県

青森県製造電気機械器具製造業最低賃金改正のお知らせ  
青森県電気機械器具が平成26年5月1日から改正されました。  
改正の内容は、3品目3工程5規格の最低賃金を、100単位(本・端子・回)ごとに、それぞれ、27銭、12円16銭引き上げる(引上率3・07%)(3・14%)もの。  
詳しくは  
青森労働局労働基準部賃金室  
☎017 734 4114  
FAX017 734 5821 青森労働局ホームページからもご覧になれます。  
(http://aomori-roudoukyoku.jstite.nhw.go.jp/)

# 町職員の 人事異動

総務課だより

大鰐町職員に関する人事異動が次の通り発令となりました。(平成26年4月1日付)

氏名/発令事由/現所属/備考  
(出向、配置換に伴い旧職は解かれたものとする)

## 課長級

氏名/発令事由/現所属  
備考(出向、配置換に伴い旧職は解かれたものとする)

油川 徹/総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)/保健福祉課長

菊池範彦/住民生活課長  
農林課長・農業委員会事務局長併任

三橋冬樹/保健福祉課長  
総務課長補佐

竹内勝治/農林課長・農業委員会事務局長併任/農林課副参事

岩崎光/建設課長/企画観光課長補佐・大鰐スキー場管理事務所長兼務

石郷成人/町立大鰐病院事務長/会計課長補佐

小田桐博文/住民生活課副参事/総務課付(久吉ダム水道企業団派遣)/住民生活課長補佐・年金係長事務取扱  
櫻庭 強/教育委員会学務生涯学習課副参事・学校給食センター所長兼務/住民生活課副参事

吹田秀世/総務課長補佐  
保健福祉課主幹/財政係  
長・財政再建対策係長事務取扱  
成田一喜/保健福祉課長補佐/保健福祉課長事務取扱  
木田昭人/農林課長補佐/農林課主幹/農務係長・林務係長事務取扱  
田中利幸/建設課長補佐/建設課主幹  
主幹・係長・主任主査級

山口文博/住民生活課主幹/総務課主幹/生活環境係長事務取扱  
木田孝悦/総務課人事行政係長/総務課主査  
神恵里子/総務課庶務係長/総務課人事行政係長  
野呂秀行/総務課消防防災係長/総務課主任主査  
油川尚朗/総務課資産税係長/議事事務局係長

澤田典子/保健福祉課健康推進係長/保健福祉課地域包括支援係長  
鈴木弘美/保健福祉課地域包括支援係長/保健福祉課健康推進係長

長  
福田宏樹/保健福祉課国保係長/保健福祉課主任主査  
奈良岡 学/農林課土地改良係長/農林課主査  
森山 雄一朗/会計課会計係長/町立大鰐病院主査  
三橋真紀子/町立大鰐病院医事係長/町立大鰐病院主任主査  
成田まゆみ/保健福祉課主任主査/住民生活課主任主査  
山口正明/教育委員会学務生涯学習課主任主査  
中央公民館主任主査兼務/農業委員会事務局主任主査  
藤田哲子/農業委員会事務局主任主査/教育委員会学務生涯学習課主任主査  
中央公民館主任主査兼務  
太田靖子/町立大鰐病院主任主査/会計課主任主査

主査級  
福田和光/企画観光課主査/農林課主事  
三浦直樹/総務課主査/企画観光課主査  
北山しのぶ/住民生活課主査/保健福祉課主査  
嘉瀬浩之/保健福祉課主査/保健福祉課主事  
梅村 亮子/保健福祉課主査/総務課主査  
長利清永/保健福祉課主査/総務課主査  
渡邊英晃/議事事務局主査/総務課主査  
原千昌/教

育委員会学務生涯学習課主査・中央公民館主査兼務/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
主事級  
三浦政宣/総務課主事/総務課付(青森県実務研修)  
原子慶隆/農林課主事/保健福祉課主事  
新採用  
松田航世/企画観光課主事  
山田龍太郎/総務課主事  
石郷達也/保健福祉課主事  
三上翔平/農林課主事  
外崎祐美/会計課主事  
三上綾音/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
再任用  
太田一夫/総務課(短時間勤務)  
下山弘美/町立大鰐病院(短時間勤務)  
畑山 宏/企画観光課(短時間勤務)

退職(平成26年3月31日付)  
氏名/発令事項/現所属/備考  
太田一夫/定年退職/総務課付/久吉ダム水道企業団派遣(事務局長)  
下山泰弥/定年退職/住民生活課長  
幸山光城/定年退職/建設課長

育委員会学務生涯学習課主査・中央公民館主査兼務/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
主事級  
三浦政宣/総務課主事/総務課付(青森県実務研修)  
原子慶隆/農林課主事/保健福祉課主事  
新採用  
松田航世/企画観光課主事  
山田龍太郎/総務課主事  
石郷達也/保健福祉課主事  
三上翔平/農林課主事  
外崎祐美/会計課主事  
三上綾音/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
再任用  
太田一夫/総務課(短時間勤務)  
下山弘美/町立大鰐病院(短時間勤務)  
畑山 宏/企画観光課(短時間勤務)

退職(平成26年3月31日付)  
氏名/発令事項/現所属/備考  
太田一夫/定年退職/総務課付/久吉ダム水道企業団派遣(事務局長)  
下山泰弥/定年退職/住民生活課長  
幸山光城/定年退職/建設課長

育委員会学務生涯学習課主査・中央公民館主査兼務/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
主事級  
三浦政宣/総務課主事/総務課付(青森県実務研修)  
原子慶隆/農林課主事/保健福祉課主事  
新採用  
松田航世/企画観光課主事  
山田龍太郎/総務課主事  
石郷達也/保健福祉課主事  
三上翔平/農林課主事  
外崎祐美/会計課主事  
三上綾音/教育委員会学務生涯学習課主事・中央公民館主事兼務  
再任用  
太田一夫/総務課(短時間勤務)  
下山弘美/町立大鰐病院(短時間勤務)  
畑山 宏/企画観光課(短時間勤務)

退職(平成26年3月31日付)  
氏名/発令事項/現所属/備考  
太田一夫/定年退職/総務課付/久吉ダム水道企業団派遣(事務局長)  
下山泰弥/定年退職/住民生活課長  
幸山光城/定年退職/建設課長

## 死亡叙勲

元大鰐町町議会議員の故・三浦藤雄氏が旭日単光章(平成26年1月18日発令)を受賞し、3月3日にご遺族の三浦良子氏に勲記並びに勲章が手渡されました。



## 設課長

下山弘美/定年退職/町立大鰐病院事務長  
須藤尚一/定年退職/学校給食センター所長  
菊池満子/定年退職/町立大鰐病院医事係長  
山内ともし/定年退職/教育委員会学務生涯学習課主任主査  
中央公民館主任主査兼務  
畑山 宏/定年退職/建設課運転技能員  
西谷一雄/勲奨退職/総務課副参事



# 行事予報



5月

天候等による日程の変更にご注意ください。

18日(日)	大鰐・大鰐第二・蔵館小学校運動会
24日(土)~6月1日(日)	第37回大鰐温泉つつじまつり(茶白山公園、開会式24日)
24日(土)	増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会「吟行の部」(町中央公民館)
25日(日)	長峰小学校運動会
30日(金)	第4回大鰐温泉つつじまつりグラウンドゴルフ交歓大会(あじゃらグラウンドゴルフ場・開会式9時)

6月

6日(金)	町小学校体育祭
7日(土)	万国ホラ吹き大会(石の塔登山・大鰐温泉駅午前8時出発/ホラ吹き大会・鰐come12時30分~)

## 第37回大鰐温泉つつじまつり



主催 大鰐温泉観光協会  
 期間 平成26年5月24日(土)~6月1日(日)  
 場所 県立自然公園「茶白山公園」

5月24日(土)	10時30分~ 開会式・テープカット 引き続き 大鰐中学校吹奏楽部演奏 12時30分~ 園遊会 ミツ目内獅子踊り 13時~ 大鰐保育園和太鼓演奏 蔵館小学校キッズソーラン 14時~ 山中洋歌謡ショー	(茶白山公園頂上広場) (茶白山公園頂上広場) (不二ホテル) (茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場)
5月25日(日)	12時~ 浅野保子歌謡ショー 13時~ 山川大介歌謡ショー	(茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場)
5月31日(土)	11時~ 大鰐小学校マーチングバンド 13時~ おおわに文化幼稚園・あじゃら中央保育園鼓隊演奏 14時~ 山中洋歌謡ショー	(茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場)
6月1日(日)	9時~ 第6回おおわに温泉湯の街ヘルスウォーキング 12時~ 桂ゆり歌謡ショー 13時~ 木田俊之歌謡ショー	(大円寺境内集合) (茶白山公園中間広場) (茶白山公園中間広場)

車椅子ボランティア(土・日)もあります。

詳しくは 大鰐温泉観光協会(大鰐町役場企画観光課内 ☎48-2111)

参加有料!!

## 第18回 万国ホラ吹き大会・石の塔へ行こう



ホラも吹かねば世の中つまらん

開催日 6月7日(土)

石の塔登山 …大鰐温泉駅前より午前8時出発(バス)  
 ホラ吹き大会…会場「鰐come」12時30分から

イベント参加のお申し込みは下記まで

詳しくは 万国ホラ吹き大会実行委員会事務局(大鰐町役場企画観光課内 ☎48-2111内線235)

ので、町民のみなさんのご協力を  
よろしく願います。

読み聞かせボランティア  
随時募集しています

詳しくは 中央公民館 ☎48-  
3201まで

### 地域資源特派員を大募集!!

津軽広域連合では、3つのテー  
マで身近な地域資源を報告して  
くれる特派員を募集しています。

あなたの日常にあるものが、活  
用次第で地域の魅力を大きく向  
上させる可能性を秘めています。  
これまで気づけなかった、思いが  
けない津軽を見つけてください。  
ご応募お待ちしております。

募集テーマ 1.「あなたのま  
わりの“季節を感じる”もの」  
(例)四季折々の風景(山・川な  
ど)、行事、草花、生き物など 2.  
「まちで見かけた“時代を感じる”  
もの」(例)ビンテージカー、建築  
物、レトロ看板、家電製品、食べ物  
など 3.「あなたのまちの“奇  
祭・奇習”」(例)祭り、宵宮、イベ  
ント、その地域ならではの独特の  
習わしなど

応募資格 弘前市、黒石市、平  
川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田  
舎館村、西目屋村に在住、在勤ま  
たは在学している方

登録方法等 津軽広域連合  
ホームページから登録申込書を  
ダウンロードし、必要事項を記入  
のうえ電子メール、FAXまたは  
郵送で送付してください。

報告および公表 地域資源を  
見つけたら、郵送または電子メー  
ルでレポートを提出してくださ  
い。レポートは津軽広域連合の  
広報紙・ホームページにて掲載し  
ます。 ペンネームでの公表

も可能です。

申込み・問い合わせは 〒036-  
8003 弘前市大字駅前町9番地  
20 津軽広域連合「地域資源特派  
員」係 ☎31-1201 FAX 33-2201  
URL/http://tsugarukoiki.jp/  
メールアドレス:tsugarukoiki09  
@hi-it.jp

### 軽自動車税の減免申請に ついて

5月は軽自動車税の納期です。  
次に掲げる軽自動車等は、軽自  
動車税の減免を受けられますの  
で、申請期間内に減免の申請をし  
てください。

ただし、減免は1台に限りま  
す。また、普通自動車税と重複し  
ての減免は受けられませんので、  
ご注意ください。

- 1.身体又は精神に障害を有し、  
歩行が困難な方(以下「障害者等」  
という。)が所有する軽自動車等
- 2.障害者等と生計を一にする  
方が運転する軽自動車等
- 3.障害者等を常時介護する方  
が運転する軽自動車等

申請先 町役場 税務課  
申請期限 平成26年5月23日  
(金)厳守

申請に必要なもの  
身体障害者手帳、戦傷病者手  
帳、療育(愛護)手帳、又は精神障  
害者保健福祉手帳  
運転免許証

平成26年度軽自動車税納付通  
知書(5月1日に発送していま  
す。)

印鑑 上記2、3に該当する  
方の場合には身体障害者等との関  
係がわかるもの

納税組合に加入している方  
の納付通知書は、納税組合の会

計へ渡しております。

障害の程度や軽自動車等の  
使用状況などにより、減免を受け  
られない場合があります。

申請期限を過ぎますと、減免  
が受けられませんので、ご注意く  
ださい。

詳しくは 町役場税務課 ☎48  
-2111内線414

### 過去2年間に国民年金保 険料の未納期間がある方 へ【年金のお知らせ】

国民年金保険料の免除申請が  
できる対象期間が拡大されます。

国民年金は、所得が少ないとき  
や失業等により保険料を納付す  
ることが経済的に困難な場合、保  
険料の免除を申請することがで  
きます。

平成26年4月からは、申請時点  
の2年1カ月前の月分まで申請  
ができるようになります。

【申請方法は】 お住まいの市  
(区)役所・町村役場または年金  
事務所に申請してください。

必要な添付書類など、詳しく  
は、申請先までお問い合わせくだ  
さい。

ご注意ください

2年1カ月前の月分まで免除  
申請をすることができますが、申  
請が遅れると万一の際に障害年  
金などを受け取れない場合があ  
りますので、すみやかに申請して  
ください。

申請期間に対応する前年所得  
に基づき、審査を行いますので、  
免除が承認されない場合があります。

詳しくは 町役場住民生活課  
国民年金係 ☎48-2111内線327  
(北山)

INFORMATION

# おしらせ

## 平成26年度婦人科検診・複合検診の申し込みはお済みですか

町では平成26年度婦人科検診・複合検診の申込みを受け付けております。

申し込み期間に不在等の理由でまだ申し込みをされていない方はお申し込みください。

また、検診の申し込みをされた方には問診票等を郵送しておりますが、まだ問診票等が届いていない方や、問診票が届いた方で日時の変更を希望される方はご連絡くださいますようお願いいたします。

詳しくは 町役場保健福祉課健康推進係 ☎48 - 2111内線309

## 平成26年度固定資産税帳簿の縦覧は6月2日まで

町内にある土地にかかる固定資産税の納税者に土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格を記載)を、また家屋にかかる固定資産税の納税者には、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載)をお見せします。

縦覧帳簿には、町内の土地や家屋の価格が記載されており、自分の土地や家屋の価格と比較することができます。

縦覧の際は、本人の確認ができるもの(運転免許証、納税通知書など)を、代理人は委任状を持参

してください。

縦覧期間 4月1日(火)から6月2日(月)まで(ただし、土・日、祝祭日を除く。)

時間 午前8時30分から午後4時30分まで

縦覧場所 町役場税務課

詳しくは 町役場税務課資産税係 ☎48 - 2111内線417・418

## 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

健康診査を受けましょう

健康づくりや生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。(生活習慣病で服薬治療中の方でも受診することができます。)

健康診査は1年に1回無料で受診できます。(がん検診等と併せて受診する際は、別途費用がかかる場合もあります。)

詳しくは 保健福祉課国保係 ☎48 - 2111内線317、318

## 大鰐町高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成事業の中止について

平成25年度より後期高齢者等に対する肺炎球菌ワクチン接種の費用の一部を助成する制度を実施いたしましたが、平成26年秋ごろを目途として「肺炎球菌ワクチン予防接種」が「予防接種法に基づく自治体が行う定期予防接種」になる見込みであるため、中止することになりました。

平成26年4月以降に接種を希望される場合、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成制度がなくなるため、自己負担が増えることとなりますので注意してください。また、詳しい内容が決まり次第新

制度に対応して参りますのでご了承くださいようお願いいたします。

詳しくは 町役場保健福祉課国保係 ☎48 - 2111内線317(福田)

## 計量はかりの検査について

計量法に基づく特定計量器定期検査(はかりの検査)を下記のとおり実施しますので、検査を受ける方は忘れずに受けてください。

場所 町中央公民館

日時 5月19・20日(2日間)

午前11時～正午・午後1時～午後3時

検査料金については、前回(平成24年)と同様となっています。

詳しくは 町役場企画観光課 ☎48 - 2111内線236 県商工労働部商工政策課計量検定グループ ☎017 - 739 - 8555 (一社)青森県計量協会 ☎017 - 729 - 1703

## 本はともだち「子どもたちに心の栄養を届けよう」

この度、大鰐町教育委員会では、子どもたちの健やかな成長を願い、地域・家庭・幼保・学校が一体となって子どもの読書活動に取り組むための計画「第2次大鰐町子ども読書活動推進計画」を策定しました。まずこの計画について知っていただくこと、以下のリーフレット「大きな輪になる読書プラン」を作成しました。その中でも「毎月第3日曜日は家庭読書の日」は、中心的な取組として、町全体で読書に対する意識を高めていきたいと考えています。他にも様々な読書活動に取り組んでいく予定です

# 1歳の誕生日

【地区・唐牛】

外崎裕介・愛子さんの子

たつ や  
**達也** ちゃん

(平成25年 4月30日生まれ)



大好きなボールに囲まれて大喜びの達也です！

ボール投げがとっても上手で、大きくなったら、野球選手になるのかな？！

2人のお姉ちゃんと、いつまでも仲良く、逞しく成長してね。

## 戸籍の窓口

3月受付分



お誕生おめでとう  
お子さん(父または母)地区名

浅利 透とら 真ま(男・達也)森山

成田 陽はる 人と(男・雄基)大鰐7A

おくやみもうします  
亡くなった人(年齢)地区名

齋藤 利男(92歳)早瀬野

山田 正治(83歳)宿川原

長尾 みつ(86歳)日の出

千葉 のぞみ(7歳)三ツ目内

成田 賢(79歳)大鰐4

築館 隆治(82歳)三ツ目内

横山 かね子(79歳)蔵館1

木村 圭二(77歳)大鰐1

三浦 セツ(78歳)駒ノ台

木田 昭一(61歳)三ツ目内

最上 鉄郎(77歳)八幡館

### 暮らしの情報 「消費者からの相談事例」

#### 人助け!?親切心につけこむ買え買え詐欺に注意!

一人暮らしの母の家に、医療法人から老人ホームの入居権の申込書が入ったDMが届いた。

その後別の業者から電話があり、入居希望者が30人ほどいるが、DMが来た方しか入居権を購入できない。お金は用意するので、人助けだと思って30人分申し込んでほしいと言われた。

母は「助けてあげたい」と思い、お金を用意しなくてもよいならと、一口100万円を30口分申し込んだ。しかし、娘の私が反対し、母が業者に解約を申し入れたところ、損害賠償として1500万円支払うように言われたらしい。高額で払えない。(70歳代女性)

#### ひとこと助言

消費者の親切心や同情心につけこんで、老人ホーム

ム入居権」を購入させようとする「買え買え詐欺」の相談が寄せられています。業者の話の内容や送付されるパンフレットは非常に巧妙にできており、信ぴょう性があるように思われますが、絶対にお金を払ってはいけません。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。「パンフレットが届いていないか」「代わりに申し込んで」などの電話は、「買え買え詐欺」です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。トラブルに遭っている人の多くが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

- 青森県消費生活センター 017-722-3343
- 弘前市市民生活センター 0172-34-3179
- 消費者ホットライン 0570-064370

- 高橋 智徳(80歳)苦木
- 福田 清美(65歳)唐牛
- 佐々木 一(83歳)唐牛
- 成田 幸雄(86歳)蔵館5B

#### 大鰐町の人口と世帯数

平成26年3月末日現在	
人口	10,701人
前月比	(-31)
男	4,930人
女	5,771人
世帯数	4,263世帯
前月比	(+4)